

6.2. 社会的状況等

6.2.1. 人口及び産業

(1) 人口

平成 26 年の仙台市，泉区，大和町の人口・世帯数及び人口密度は表 6.2-1，人口及び世帯数の推移は表 6.2-2 に示すとおりである。

仙台市の人口は 1,042,979 人，世帯数は 483,512 戸，人口密度は 1,327 人/km²，大和町の人口は 27,526 人，世帯数は 10,472 戸，人口密度は 122 人/km² となっている。

また，平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間の人口は，仙台市，泉パークタウン，大和町ともに増加する方向で推移している。

表 6.2-1 仙台市・大和町の人口・世帯数・人口密度（平成 26 年 9 月末現在）

市町	項目	面積 (km ²)	人口 (人)			世帯数 (戸)	人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女		
仙台市	仙台市	785.85	1,042,979	505,793	537,186	483,512	1,327
	泉区	146.61	216,211	104,988	111,223	91,295	1,475
大和町	大和町	225.59	27,526	14,060	13,466	10,472	122

出典：「住民基本台帳人口及び世帯数(月報)」(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-tsuki.html> 宮城県)

表 6.2-2 仙台市・大和町の人口・世帯数の推移

市区町	項目	年次	人口 (人)	世帯数 (戸)
仙台市		平成 22 年	1,015,362	455,468
		平成 23 年	1,019,622	460,584
		平成 24 年	1,031,529	470,752
		平成 25 年	1,038,836	477,999
		平成 26 年	1,042,979	483,512
泉区		平成 22 年	211,209 (25,846)	85,453 (9,188)
		平成 23 年	212,386 (25,962)	86,707 (9,356)
		平成 24 年	214,720 (26,163)	88,887 (9,577)
		平成 25 年	216,264 (26,237)	90,392 (9,709)
		平成 26 年	216,211 (26,281)	91,295 (9,838)
大和町		平成 22 年	24,936	8,880
		平成 23 年	26,115	9,522
		平成 24 年	26,357	9,755
		平成 25 年	26,952	10,105
		平成 26 年	27,526	10,472

※1：平成 22 年から平成 23 年までの数値は日本人のみの集計である。

※2：泉区の括弧内の値は，泉パークタウンの人口を指す。

※3：泉パークタウンは，(桂・高森・寺岡・紫山)の人口の総和である。

※4：仙台市，泉区及び大和町は各年 9 月末，泉パークタウンの数値は各年 10 月 1 日の値である。

出典：「住民基本台帳人口及び世帯数(月報)」

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-tsuki.html> 宮城県)

「町名別年齢(各歳)別住民基本台帳人口」

(<http://www.city.sendai.jp/kikaku/seisaku/toukei/jinkou/jinkou-kakusai.html> 仙台市)

仙台市及び大和町の人口動態の推移は、表 6.2-3及び図 6.2-1に示すとおりである。

自然動態は、平成 26 年では仙台市で出生 9,235 人、死亡 8,219 人で 1,016 人の増加、大和町で出生 283 人、死亡 229 人で 54 人の増加となっている。平成 22 年以降の自然動態増減（自然増加数）は、仙台市では平成 25 年にやや増加したものの、平成 22 年から平成 26 年にかけて概ね減少傾向である。なお、東日本大震災が起こった平成 23 年は大きく減少している。大和町では同程度で推移している。

社会動態増減（社会増加数）は、仙台市では平成 22 年から平成 24 年にかけて大きく増加した。大和町では同程度で推移している。

自然動態と社会動態を合わせた人口増減（増加数）をみると、仙台市では平成 22 年～平成 24 年の 3 年間は概ね増加、平成 24～平成 26 年の 2 年間は減少傾向、大和町では同程度で推移している。

表 6.2-3 仙台市・大和町の人口動態の推移

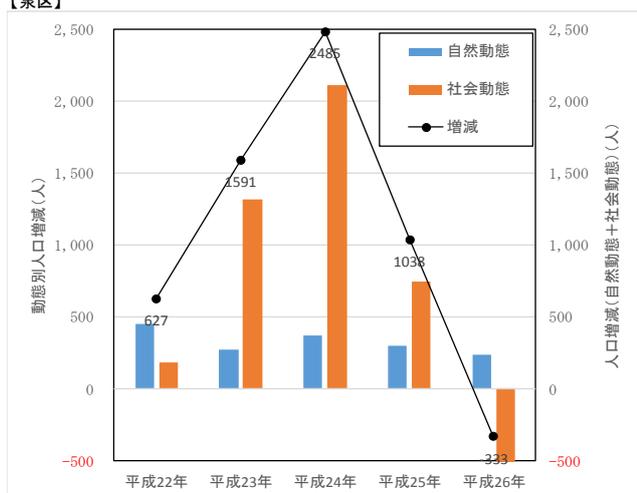
項目 市町	年次	自然動態			社会動態			人口増減 (A+B)
		出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	増減 (B)	
仙台市	平成 22 年	9,365	7,383	1,982	/	/	1,232	3,214
	平成 23 年	8,867	8,839	28	75,085	68,545	6,540	6,568
	平成 24 年	9,418	7,886	1,532	70,629	61,210	9,419	10,951
	平成 25 年	9,691	8,091	1,600	67,315	62,587	4,728	6,328
	平成 26 年	9,235	8,219	1,016	66,361	64,087	2,274	3,290
泉区	平成 22 年	1,735	1,288	447	/	/	180	627
	平成 23 年	1,720	1,448	272	13,212	11,893	1,319	1,591
	平成 24 年	1,756	1,384	372	13,264	11,151	2,113	2,485
	平成 25 年	1,765	1,470	295	12,187	11,444	743	1,038
	平成 26 年	1,709	1,474	235	10,905	11,473	-568	-333
大和町	平成 22 年	233	219	14	/	/	549	563
	平成 23 年	282	237	45	1,844	1,090	754	799
	平成 24 年	254	250	4	1,607	1,221	386	390
	平成 25 年	275	254	21	1,869	1,298	571	592
	平成 26 年	283	229	54	1,725	1,261	464	518

※1：平成 22 年から平成 23 年までの数値は日本人のみの集計である。各年 12 月末の値である。

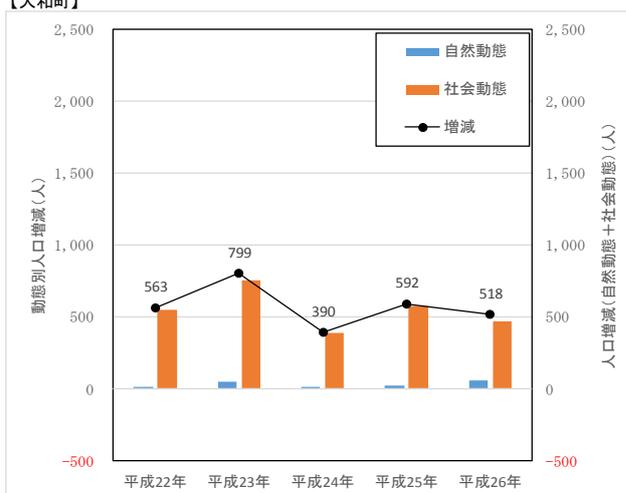
※2：平成 22 年の社会動態の転入及び転出データの記載はない。

出典：「住民基本台帳人口及び世帯数(年報)」(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-nen.html 宮城県)

【泉区】



【大和町】



※：日本人のみの集計である。各年 12 月末の値である。

出典：「住民基本台帳人口及び世帯数(年報)」(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-nen.html 宮城県)

図 6.2-1 人口動態の推移（泉区、大和町）

(2) 産業

ア 産業分類別就業者数

仙台市及び大和町の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は、表 6.2-4及び表 6.2-5に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における全就業者数は 459,480 人で、第一次産業 4,005 人 (0.9%)、第二次産業 67,162 人 (15.1%)、第三次産業 372,941 人 (84.0%)、他に分類不能 15,372 人となっている。産業分類別就業者数の割合は第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 0.9%である。また、平成 17 年からの推移 (増加率) において、第一次産業が 21.5%減少、第二次産業が 5.0%減少、第三次産業が 1.4%減少している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移において就業者数が増加しているのは、第二次産業の鉱業 (5.2%)、製造業 (1.3%)、第三次産業の不動産業 (40.5%)、電気・ガス・熱供給・水道業 (15.9%) 等で、第一次産業の農林漁業が -21.5%と大きく減少している。

大和町の平成 22 年における全就業者数は 11,696 人で、第一次産業 652 人 (5.6%)、第二次産業 3,247 人 (28.0%)、第三次産業 7,683 人 (66.3%)、他に分類不能 114 人となっている。産業分類別就業者数の割合は第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 5.6%である。また、平成 17 年からの推移 (増加率) において、第三次産業が 3.2%増加、第一次産業が 22.5%減少し第二次産業が 13.1%減少している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移において就業者数が増加しているのは、第二次産業の鉱業 (50%)、第三次産業の不動産業 (130%)、金融・保険業 (66.7%) 等で、第一次産業の農林漁業が -22.5%と大きく減少している。

表 6.2-4 仙台市の産業分類別就業者数

産業分類 (大分類)		年次	平成 22 年		平成 17 年		平成 17～22 年
			就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	増加率 (%)
第一次産業	農林漁業		4,005	0.9	5,100	1.1	-21.5
第二次産業	鉱業		61	0.0	58	0.0	5.2
	建設業		37,336	8.4	41,282	9.1	-9.6
	製造業		29,765	6.7	29,387	6.5	1.3
	小計		67,162	15.1	70,727	15.6	-5.0
第三次産業	卸売・小売業・飲食店		129,881	29.2	140,171	30.9	-7.3
	金融・保険業		14,705	3.3	14,286	3.1	2.9
	不動産業		12,562	2.8	8,940	2.0	40.5
	運輸・通信業		43,545	9.8	41,034	9.0	6.1
	電気・ガス・熱供給・水道業		3,967	0.9	3,424	0.8	15.9
	サービス業等		150,465	33.9	152,192	33.5	-1.1
	公務		17,816	4.0	18,311	4.0	-2.7
小計		372,941	84.0	378,358	83.3	-1.4	
分類不能			15,372	—	9,281	—	65.6
合計			459,480	—	463,466	—	-0.9

※1：構成比に分類不能は含めない。

※2：(増加率) = (平成 22 年就業者数 - 平成 17 年就業者数) / (平成 17 年就業者数)

出典：「平成 17 年国勢調査」「平成 22 年国勢調査」(総務省統計局)

表 6.2-5 大和町の産業分類別就業者数

産業分類（大分類）		平成 22 年		平成 17 年		平成 17～22 年
		就業者数 （人）	構成比 （%）	就業者数 （人）	構成比 （%）	増加率 （%）
第一次 産業	農林漁業	652	5.6	841	7.0	-22.5
第二次 産業	鉱業	3	0.0	2	0.0	50.0
	建設業	1,205	10.4	1,321	11.0	-8.8
	製造業	2,039	17.6	2,413	20.1	-15.5
	小計	3,247	28.0	3,736	31.1	-13.1
第三次 産業	卸売・小売業・飲食店	2,461	21.2	2,409	20.0	2.2
	金融・保険業	185	1.6	111	0.9	66.7
	不動産業	131	1.1	57	0.5	130
	運輸・通信業	1108	9.6	994	8.3	11.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	42	0.4	34	0.3	23.5
	サービス業等	3,070	26.5	3,084	25.7	-0.5
	公務	686	5.9	755	6.3	-9.1
	小計	7,683	66.3	7,444	61.9	3.2
分類不能		114	—	38	—	200.0
合計		11,696	—	12,059	—	-3.0

※1：構成比に分類不能は含めない。

※2：（増加率）＝（平成 22 年就業者数－平成 17 年就業者数）／（平成 17 年就業者数）

出典：「平成 17 年国勢調査」「平成 22 年国勢調査」（総務省統計局）

イ 農業

仙台市及び大和町の農家人口・農家数の推移は表 6.2-6、経営耕地面積別農家数の推移は表 6.2-7に示すとおりである。

平成 22 年における農家人口は仙台市が 13,888 人、大和町が 3,113 人、総農家数は仙台市が 4,050 戸（専業農家は 528 戸、第一種兼業農家 334 戸、第二種兼業農家 2,193 戸）、大和町が 909 戸（専業農家は 53 戸、第一種兼業農家 81 戸、第二種兼業農家 524 戸）となっている。平成 12 年からの推移をみると、農家人口、農家数（総数）は減少傾向にある。

また、経営耕地面積別農家数の推移をみると、仙台市、大和町ともに 5ha 未満の農家は減少している。5ha 以上の農家は、仙台市、大和町ともに平成 12 年と平成 17 年の比較では増加しているが、平成 17 年と平成 22 年の比較ではやや減少している。仙台市の平成 22 年の 5ha 以上の農家数は 122 戸、大和町は 42 戸である。

表 6.2-6 仙台市・大和町の農家人口・農家数の推移

市町	項目 年次	農家人口 (人)	農家数 (戸)			
			総数	専業	兼業	
					第一種	第二種
仙台市	平成 12 年	26,898	5,341	497	490	3,335
	平成 17 年	21,517	4,627	531	545	2,592
	平成 22 年	13,888	4,050	528	334	2,193
大和町	平成 12 年	7,520	1,473	84	152	1,086
	平成 17 年	6,373	1,316	91	168	881
	平成 22 年	3,113	909	53	81	524

※1：平成 17 年まで農家人口は”自給的農家及び販売農家人口”，平成 22 年は”販売農家人口”である。

※2：農家数のうち、専業及び兼業は販売農家のみ。

出典：「2000 年・2005 年・2010 年世界農林業センサス」（農林水産省）

表 6.2-7 仙台市・大和町の経営耕地面積別農家数（販売農家）の推移

市町	年次	面積					
		0.5ha 未満	0.5～1ha	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5ha 以上
仙台市	平成 12 年	747	1,322	1,334	533	299	87
	平成 17 年	589	1,049	1,156	461	288	125
	平成 22 年	475	827	985	374	272	122
大和町	平成 12 年	130	319	433	233	164	43
	平成 17 年	109	264	347	216	155	49
	平成 22 年	85	156	206	109	60	42

出典：「2000 年・2005 年・2010 年世界農林業センサス」（農林水産省）

ウ 製造業

仙台市及び大和町の従業者4人以上の事業所の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 6.2-8、仙台市（平成25年）及び大和町（平成24年）における業種別（中分類）の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等は表 6.2-9～表 6.2-10に示すとおりである。

仙台市の平成25年における事業所数は532箇所、従業者数は15,756人、製造品出荷額等は約1兆152億円となっている。大和町の平成24年における事業所数は63箇所、従業者数は5,206人、製造品出荷額等約2,766億円となっている。平成21年からの推移をみると、仙台市では事業所数、従業者数は減少傾向にあるが、製造品出荷額等は平成23年から平成25年にかけて大きく増加している。大和町では事業所数及び従業員数、製造品出荷額等のいずれも平成21年までは減少傾向にあるが、平成23年からは事業所数、従業員数及び製造品出荷額等のいずれも増加している。

業種別（中分類）にみると、仙台市において事業所数では印刷・同関連産業（135箇所）、従業者数では食料品製造業（4,037人）、製造品出荷額等では石油製品・石炭製品製造業（約5,976億円）が最も多い。大和町において事業所数ではプラスチック製品製造業（8箇所）、窯行・土石製品製造業（8箇所）、金属製品製造業（8箇所）、生産用機会器具製造業（8箇所）、従業者数、製造品出荷額等ではともに生産用機械器具製造業（1,521人、約1,022億円）が最も多い。

表 6.2-8 仙台市・大和町の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等の推移（4人以上の事業所）

市	年次	事業所数（箇所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
仙台市	平成21年	574	17,825	49,816,757
	平成22年	556	17,234	96,320,576
	平成23年	603	15,958	46,190,775
	平成24年	546	16,059	94,429,460
	平成25年	532	15,756	101,521,339
大和町	平成20年	59	2,907	13,394,321
	平成21年	56	2,651	11,087,372
	平成22年	56	3,017	12,601,362
	平成23年	58	4,644	24,002,187
	平成24年	63	5,206	27,667,741

出典：「仙台市統計書」（平成26年版 仙台市）
「大和町統計書」（平成25年版 大和町）

表 6.2-9 仙台市の業種別（中分類）事業所数・従業者数及び製造品出荷額等（平成 25 年）

業種	事業所数(箇所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)※
食料品製造業	100	4,037	6,625,351
飲料・たばこ・飼料製造業	7	356	5,525,302
繊維工業	23	349	255,009
木材・木製品製造業	4	32	53,116
家具・装備品製造業	22	333	503,397
パルプ・紙・紙加工品製造業	17	237	209,359
印刷・同関連業	135	3,727	9,051,006
化学工業	15	445	1,519,285
石油製品・石炭製品製造業	3	363	59,768,427
プラスチック製品製造業	13	186	289,422
ゴム製品製造業	2	181	—
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0
窯業・土石製品製造業	22	914	2,130,138
鉄鋼業	11	579	8,581,760
非鉄金属製造業	0	0	0
金属製品製造業	47	765	1,411,443
はん用機械器具製造業	9	231	277,415
生産用機械器具製造業	15	255	226,654
業務用機械器具製造業	10	184	213,066
電子部品・デバイス・電子回路製造業	8	745	1,007,976
電気機械器具製造業	29	975	2,031,730
情報通信機械器具製造業	1	447	—
輸送用機械器具製造業	9	200	350,119
その他の製造業	30	215	234,593
計	532	15,756	101,521,339

※：「—」は、発表にさしつかえるとして公表されていないもの。

出典：「仙台市統計書」（平成 26 年版 仙台市）

表 6.2-10 大和町の業種別（中分類）事業所数・従業者数及び製造品出荷額等（平成 24 年）

業種	事業所数(箇所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)※
食料品製造業	7	366	2,679,600
飲料・たばこ・飼料製造業	2	42	—
繊維工業	1	23	—
木材・木製品製造業	0	0	0
家具・装備品製造業	0	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	221	685,946
印刷・同関連業	0	0	0
化学工業	2	275	—
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0
プラスチック製品製造業	8	181	113,937
ゴム製品製造業	0	0	0
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0
窯業・土石製品製造業	8	109	416,081
鉄鋼業	0	0	0
非鉄金属製造業	0	0	0
金属製品製造業	8	210	307,152
はん用機械器具製造業	1	8	—
生産用機械器具製造業	8	1,521	10,222,385
業務用機械器具製造業	3	22	—
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	8	—
電気機械器具製造業	5	990	4,533,797
情報通信機械器具製造業	3	684	—
輸送用機械器具製造業	3	546	3,408,077
その他の製造業	0	0	0
計	63	5,206	27,667,741

※：「—」は、発表にさしつかえるとして公表されていないもの。

出典：「大和町統計書」（平成 25 年版 大和町）

エ 商業

仙台市及び大和町の卸売業・小売業の商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移は表 6.2-11 に示すとおりである。

仙台市において平成 24 年は商店数 9,375 店、従業者数 90,311 人、年間商品販売額約 7 兆 2,150 億円となっている。大和町において平成 24 年は商店数 261 店、従業者数 2,054 人、年間商品販売額約 436 億円となっている。平成 11 年からの推移をみると、仙台市では商店数は減少しているが、大和町では同程度で推移している。仙台市では従業者数は減少しており、大和町では平成 16 年までは減少し、平成 19 年からは増加している。年間商品販売額は仙台市、大和町とも減少傾向にある。

表 6.2-11 仙台市・大和町の卸売業・小売業の商店数・従業者数等の推移

市	年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
仙台市	平成 11 年	15,425	144,036	9,844,593
	平成 14 年	14,064	129,100	8,471,472
	平成 16 年	13,650	122,673	7,836,820
	平成 19 年	12,757	124,725	8,191,165
	平成 24 年	9,375	90,311	7,215,702
大和町	平成 11 年	273	1,868	88,880
	平成 14 年	271	1,834	67,025
	平成 16 年	257	1,689	37,354
	平成 19 年	255	1,903	46,506
	平成 24 年	261	2,054	43,635

出典：「仙台市統計書」(平成 26 年版 仙台市)
「大和町統計書」(平成 25 年版 大和町)

6.2.2. 土地利用

(1) 土地利用状況

仙台市及び大和町の地目別面積の推移は表 6.2-12、対象事業計画地及びその周辺の土地利用は図 6.2-2に示すとおりである。

仙台市の平成 25 年の総面積は 78,585ha であり、地目別面積は森林が 45,367ha (58%) と最も多く、次いで宅地が 12,846ha (16%)、その他が 6,951ha (9%) となっている。平成 21 年からの推移をみると、宅地、道路は増加傾向にあり、水面・河川・水路は平成 23 年までは減少していたが、平成 24 年以降増加に転じた。

大和町の平成 24 年の総面積は 22,559ha であり、地目別面積は森林が 16,079ha (71%) と最も多く、次いで農用地が 2,531ha (11%)、その他が 1,211ha (5%) となっている。平成 20 年からの推移をみると、宅地が増加傾向ある。

対象事業計画地は仙台市泉区の根白石中心部の東側にあり、針葉樹林（人工林）、広葉樹林からなる。周辺の土地利用としては、針葉樹林、広葉樹林、田畑等である。

表 6.2-12 仙台市・大和町の地目別面積の推移

単位：ha

市	年次	計	農用地※1	森林	原野※2	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
仙台市	平成 21 年	78,354	6,621	45,387	5	2,581	4,909	12,618	6,233
	平成 22 年	78,354	6,591	45,393	5	2,580	4,986	12,636	6,163
	平成 23 年	78,585	4,660	45,378	3	2,489	4,953	12,692	8,410
	平成 24 年	78,585	4,810	45,387	3	2,497	4,963	12,724	8,201
	平成 25 年	78,585	5,830	45,367	3	2,590	4,998	12,846	6,951
大和町	平成 20 年	22,559	2,551	16,052	354	796	653	760	1,393
	平成 21 年	22,559	2,551	16,090	354	797	658	792	1,317
	平成 22 年	22,559	2,551	16,110	354	797	668	832	1,247
	平成 23 年	22,559	2,541	16,079	427	796	664	836	1,216
	平成 24 年	22,559	2,531	16,079	427	797	666	848	1,211

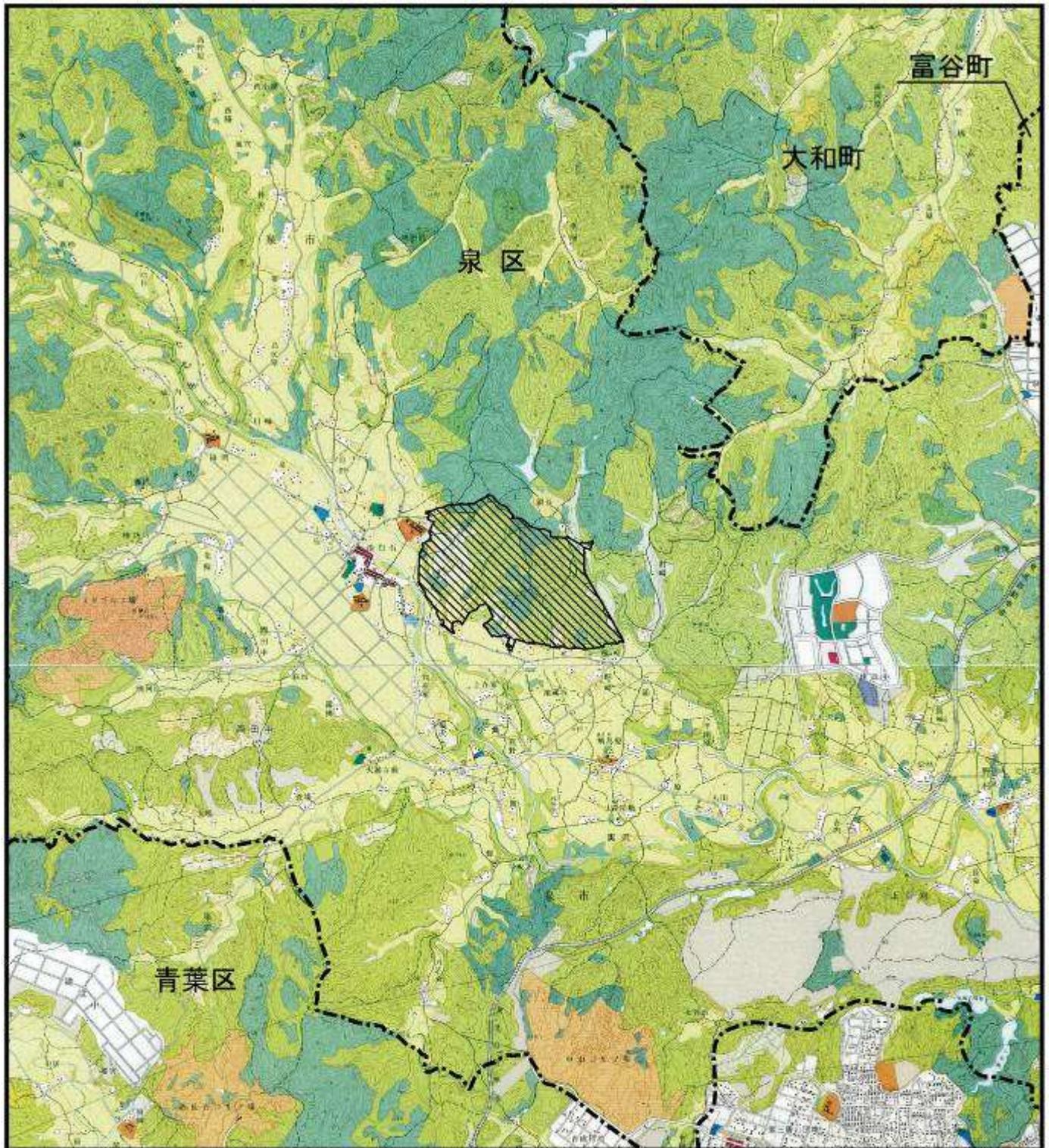
※1：平成 23 年値から「農用地」という区分が廃止され、「農地」。

(旧)「農用地」=田+畑+採草放牧地 → (新)「農地」=田+畑

※2：平成 23 年値から「原野」に採草放牧地を加え、「原野等」。

(旧)「原野」 → (新)「原野等」=原野+採草放牧地

出典：「平成 21 年版～平成 26 年版宮城県統計年鑑」(宮城県)



凡例

- | | | | | | |
|---|-----------|---|----------|---|--------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 厚生地区 |  | : 果樹園 |
|  | : 市区境界線 |  | : 公園緑地 |  | : 野草地 |
|  | : 一般住宅地区 |  | : 運輸流通施設 |  | : 裸地 |
|  | : 商業地区 |  | : 空地 |  | : 針葉樹林 (人工林) |
|  | : 工業地区 |  | : 田 |  | : 針葉樹林 (天然林) |
|  | : 文教地区 |  | : 普通畑 |  | : 広葉樹林 |
| | |  | |  | : 混合樹林 |



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-2 土地利用図

出典: 「2万5千分の1 土地利用図 根白石」(昭和52年11月 国土地理院)
 「2万5千分の1 土地利用図 仙台北西部」(昭和52年11月 国土地理院)

(2) 用途地域

仙台市及び大和町における都市計画区域の面積は表 6.2-13、調査範囲の用途地域の設定状況は図 6.2-3に示すとおりである。

対象事業計画地は、第1種低層住居専用地域に指定されている。

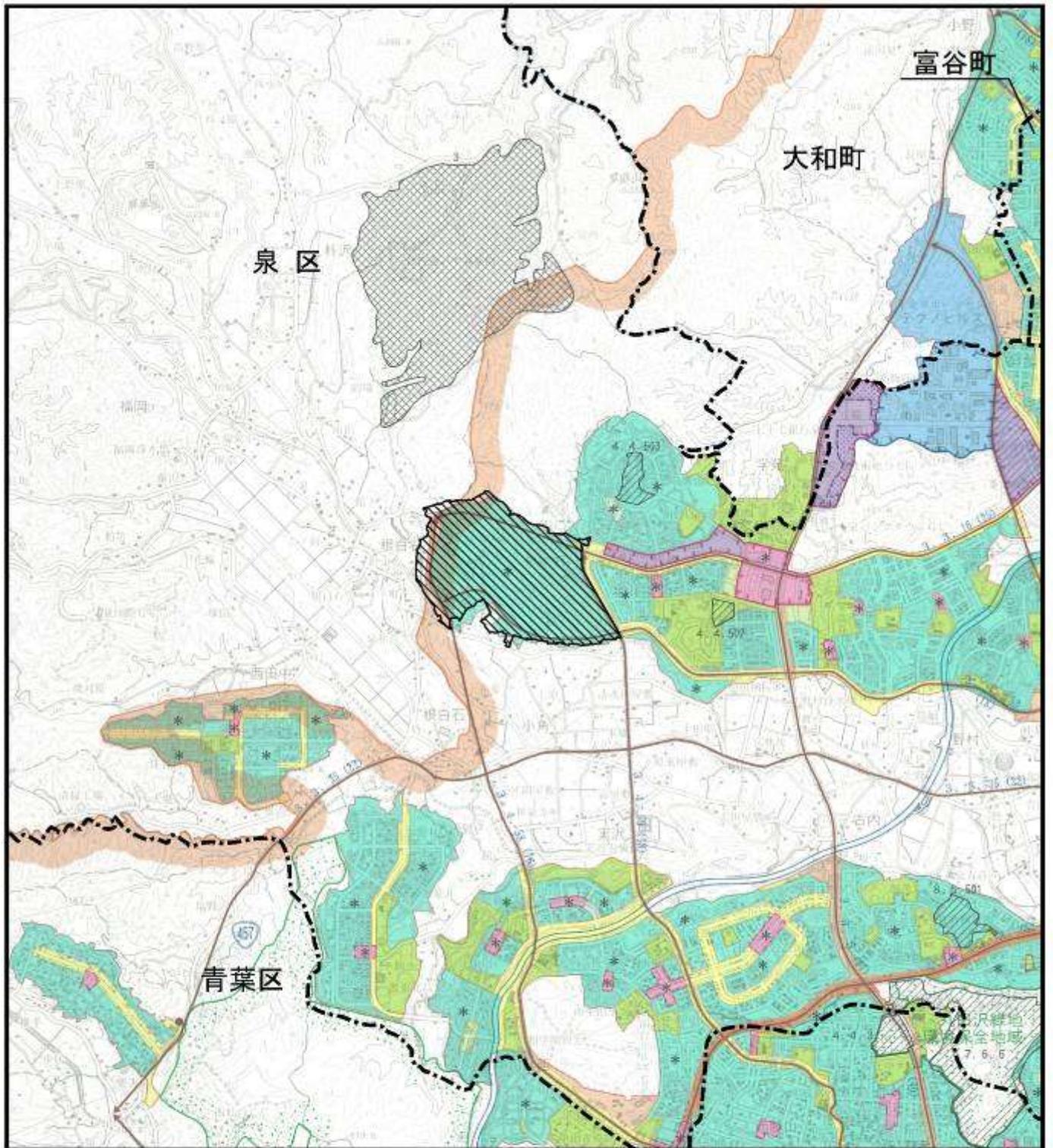
表 6.2-13 仙台市・大和町の都市計画区域面積

単位：ha

種別		仙台市 平成 25 年 10 月現在	大和町 平成 22 年 9 月現在
都市計画区域		44,293	6,190
市街化調整区域		26,258	5,234
市街化区域		18,035	957
用途地域	第1種低層住居専用地域	5,579	139
	第2種低層住居専用地域	5.9	2.8
	第1種中高層住居専用地域	733	75
	第2種中高層住居専用地域	1,533	14
	第1種住居地域	2,847	71
	第2種住居地域	2,562	125
	準住居地域	64	2.3
	近隣商業地域	958	13
	商業地域	937	14
	準工業地域	1,147	116
	工業地域	418	60
工業専用地域	1,252	324	

出典：「仙台市統計書」（平成 26 年版 仙台市）

「大和町都市計画マスタープラン」（平成 22 年 大和町）



富谷町

大和町

泉区

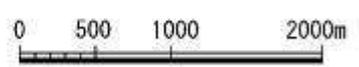
青葉区

凡例

- | | | |
|--|--|---|
|  : 対象事業計画地 |  : 市区境界線 | |
| 用途地域 | | |
|  : 第一種低層住居専用地域 |  : 準住居地域 |  : 準防火地域 |
|  : 第二種低層住居専用地域 |  : 近隣商業地域 |  : 都市計画墓園 |
|  : 第一種中高層住居専用地域 |  : 準工業地域 |  : 都市計画公園・緑地 |
|  : 第二種中高層住居専用地域 |  : 工業専用地域 |  : 緑地環境保全地域 |
|  : 第一種住居地域 |  : 第四種特別業務地区 |  : 都市計画区域 |
|  : 第二種住居地域 |  : 特別業務地区 |  : 市街化区域 |
| |  : 大規模集客施設制限地区(準工業地域) | |



S=1:50,000



注) 図中の*は建ぺい率の違いを示す。
 出典:「仙塩広域都市計画総括図」(平成25年1月 宮城県)

図 6.2-3 用途地域図

6.2.3. 水利用

(1) 水利権の設定状況及び利水の状況

対象事業計画地周辺では、七北田ダム及び宮床ダムを水源とする福岡浄水場から配水された水を利用している。福岡浄水場の諸元は表 6.2-14、仙台市配水区域図は図 6.2-4に示すとおりである。

表 6.2-14 福岡浄水場の諸元

浄水場名	福岡浄水場	
河川名	七北田川	宮床川
水源	七北田ダム放流水	宮床ダム貯留水
貯水施設	七北田ダム	宮床ダム
取水施設	取水堰	取水塔
取水方法	ポンプ揚水	ポンプ揚水
取水量	平成 21 年度：9,230,250 m ³ 平成 22 年度：9,616,300 m ³ 平成 23 年度：9,968,040 m ³ 平成 24 年度：10,097,120 m ³ 平成 25 年度：10,637,090 m ³	平成 21 年度：1,775,600 m ³ 平成 22 年度：1,801,470 m ³ 平成 23 年度：1,767,000 m ³ 平成 24 年度：1,532,420 m ³ 平成 25 年度：1,750,770 m ³
導水施設	導水管 口径 800mm, 1,550m	調整池 1,000 m ³ 導水管 口径 350~400mm, 7,780m
浄水施設	横流式沈殿池：2 池, 急速ろ過池：16 池	
配水能力	44,000 m ³ /日	
施設能力	60,600 m ³ /日	
送水施設	口径 250~800mm 28,300m	
主な配水施設	将監第一 (10,000 m ³), 大沢 (3,000 m ³), 向陽台 (3,000 m ³), 寺岡 (2,500 m ³), 住吉台 (2,300 m ³), 加茂 (2,000 m ³)	

出典：「事業概要」(平成 26 年 仙台市水道局)



出典：「事業概要」(平成 26 年 仙台市水道局)

図 6.2-4 仙台市配水区域図

農業用水取水施設概要は表 6.2-15、農業用水取水位置図は図 6.2-5に示すとおりである。

調査範囲では、鳴瀬川水系の竹林川、七北田川水系の七北田川等の河川に農業用の頭首工や取水口が設置されている。

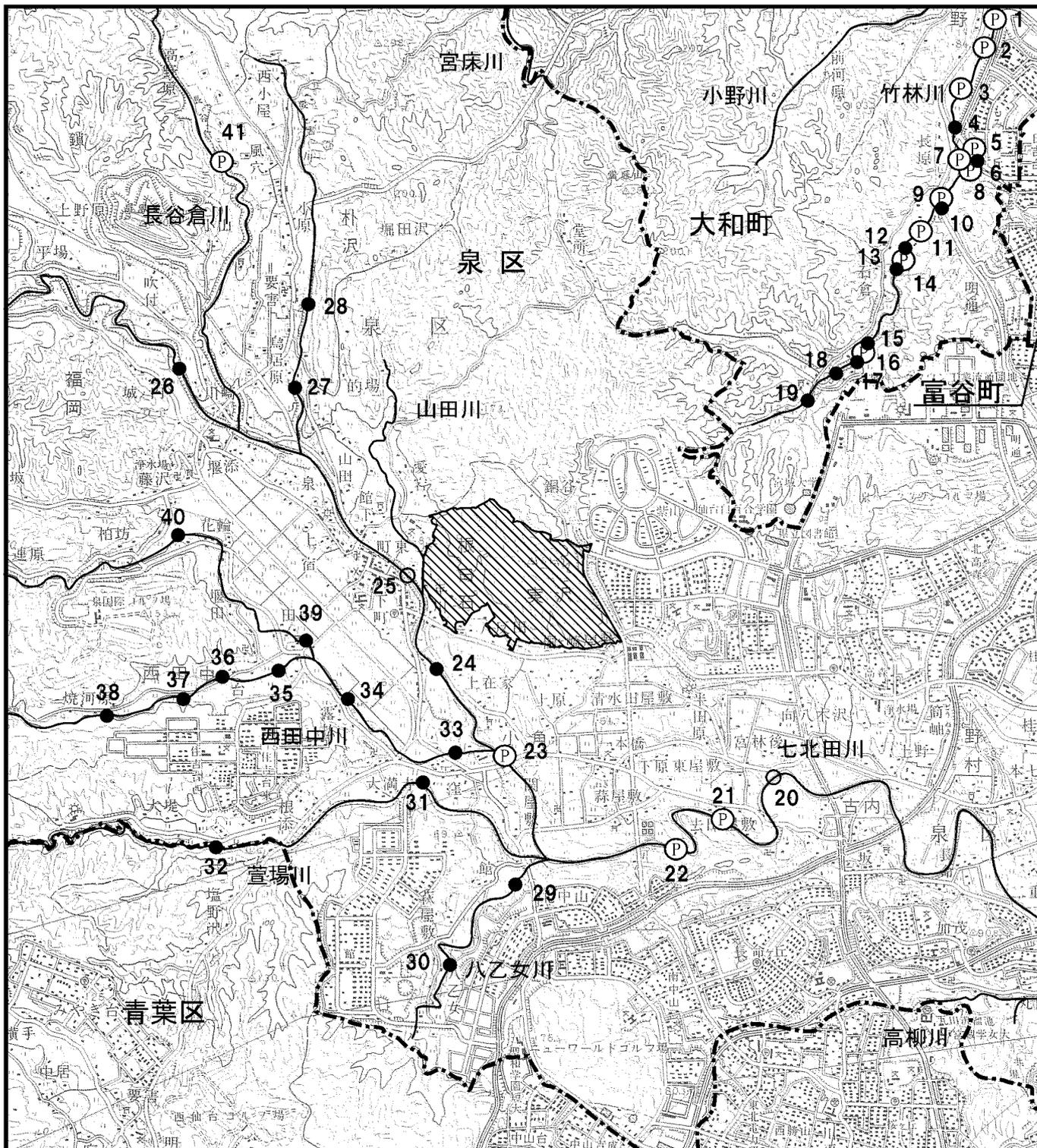
「農業用水施設台帳（河川取水施設）改訂五版」（平成 20 年 3 月 宮城県）によると、調査範囲で最大の取水施設は七北田川の根白石大堰で、取水量は 0.45m³/秒とされている。

表 6.2-15 農業用水取水施設の概要

番号	水系	河川名	河川区分	施設名	用排区分	左右岸別	施設所在地	取水量（最大m ³ /s）		
								代播き期	普通期	非かんがい期
1	鳴瀬	竹林川	一級	新道揚水機場	用	右	大和町宮床小野	0.0100	0.0067	—
2	鳴瀬	竹林川	一級	菅原揚水機場	用	左	大和町宮床小野	0.0015	0.0010	—
3	鳴瀬	竹林川	一級	白久保揚水機場	用	左	大和町宮床小野	0.0080	0.0080	—
4	鳴瀬	竹林川	一級	後藤堰	用	左	大和町小路	0.0600	0.0600	不明
5	鳴瀬	竹林川	一級	後藤堰下揚水機場	用	右	大和町宮床小野	0.0100	0.0070	—
6	鳴瀬	竹林川	一級	岩倉堰	用	左	大和町小野	0.0030	0.0030	不明
7	鳴瀬	竹林川	一級	後藤下揚水機場	用	右	大和町小野後藤	0.0010	0.0007	—
8	鳴瀬	竹林川	一級	清水揚水機場	用	右	大和町宮床小野	0.0015	0.0010	—
9	鳴瀬	竹林川	一級	小野揚水機場	用	左	大和町小野地内	0.0200	0.0080	—
10	鳴瀬	竹林川	一級	長原堰	用	左	大和町宮床小野	0.0020	0.0020	不明
11	鳴瀬	竹林川	一級	長原揚水機場	用	左	大和町宮床小野	0.0100	0.0100	—
12	鳴瀬	竹林川	一級	蛇石堰	用	右	大和町宮床小野	0.0010	0.0010	不明
13	鳴瀬	竹林川	一級	新田揚水機場	用	左	大和町宮床小野	0.0050	0.0050	—
14	鳴瀬	竹林川	一級	菅谷地下堰	用	左	大和町宮床小野	0.0030	0.0030	不明
15	鳴瀬	竹林川	一級	菅谷地上堰	用	左	大和町宮床小野	0.0050	0.0050	不明
16	鳴瀬	竹林川	一級	山岸揚水機場	用	左	大和町宮床小野	0.0080	0.0080	—
17	鳴瀬	竹林川	一級	山岸堰	用	左	大和町宮床小野蛇石	0.0030	0.0030	不明
18	鳴瀬	竹林川	一級	松沢堰	用	右	大和町宮床小野	0.0100	0.0100	不明
19	鳴瀬	竹林川	一級	苦労川堰	用	右	大和町小野	0.0100	0.0100	不明
20	七北田	七北田川	二級	明神堰頭首工	用	左	泉区野村字八木沢	0.1000	0.0800	不明
21	七北田	七北田川	二級	諏訪揚水機	用	右	泉区実沢字六堂	0.0180	0.0160	—
22	七北田	七北田川	二級	六堂揚水機	用	右	泉区実沢	0.0150	0.0150	0.0150
23	七北田	七北田川	二級	川西揚水機	用	右	泉区実沢字小角	0.1900	0.1900	0.1900
24	七北田	七北田川	二級	今宮堰	用	左	泉区小角字鹿	0.0360	0.0270	不明
25	七北田	七北田川	二級	新堰頭首工	用	左	泉区根白石字小角屋敷前 9-1 地先	0.4100	0.3420	—
26	七北田	七北田川	二級	根白石大堰	用	右	泉区福岡坂下	0.4500	0.4500	0.4500
27	七北田	七北田川支川	普通	免口堰	用	左	泉区朴沢免口	0.0700	0.0600	不明
28	七北田	七北田川支川	普通	山田堰	用	左	泉区井沢字要害	0.0400	0.0400	0.0400
29	七北田	八乙女川	二級	館堰	用	左	泉区実沢荻屋敷	0.0120	0.0120	0.0120
30	七北田	八乙女川	二級	八乙女堰	用	右	泉区実沢出戸	0.0039	0.0039	0.0039
31	七北田	萱場川	二級	小豆島堰	用	左	泉区実沢細木門下	0.0180	0.0180	0.0180
32	七北田	萱場川支川	普通	萱場堰	用	左	泉区西田中萱場中	0.1000	0.0800	不明
33	七北田	西田中川	二級	二ノ堰上下堰	用	右	泉区小角館	0.0150	0.0150	0.0150
34	七北田	西田中川	二級	下堰	用	左	泉区西田中霧弘向	0.0450	0.0450	不明
35	七北田	西田中川	二級	五百刈堰	用	右	泉区西田中	0.0090	0.0090	不明
36	七北田	西田中川	二級	才ノ前堰	用	左	泉区西田中西沢東	0.0120	0.0120	0.0120
37	七北田	西田中川	二級	箱豊堰	用	右	泉区西田中上山下	0.0600	0.0600	0.0600
38	七北田	西田中川	二級	鷹ノ巣堰	用	左	泉区西田中三十刈山	0.0150	0.0150	0.0150
39	七北田	西田中川支川	普通	鍛冶輪堰	用	左	泉区根白石鍛冶輪	0.1000	0.0800	不明
40	七北田	西田中川支川	普通	花輪堰	用	左	泉区根白石中花輪	0.1000	0.0800	—
41	七北田	長谷倉川	準用	小山揚水機	用	右	泉区福岡小山	0.0150	0.0150	0.0150

出典：「農業用水施設台帳（河川取水施設）改訂五版」（平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興）

出典：「農業用水河川取水施設図」（平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興課）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 農業用取水堰
-  : 頭首工
-  : 揚水機

出典:1.「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」
(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)
2.「農業用水河川取水施設図」
(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)

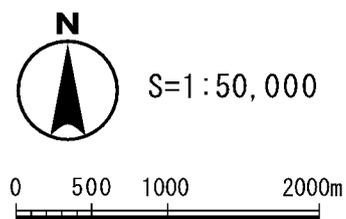


図 6.2-5
農業用水取水位置図

(2) 漁業権の設定の状況

調査範囲では鳴瀬吉田川漁業協同組合が設置されており、漁業権が設定されている河川は表 6.2-16に示すとおりである。

調査範囲では、竹林川及び宮床川に第5種共同漁業（内水面）の漁業権が設定されている。なお、調査範囲で漁業権が設定されている湖沼はない。

表 6.2-16 内水面漁業協同組合と漁業権が設定されている河川・湖沼

組合名	漁業権が設定されている湖沼・河川
鳴瀬吉田川漁業協同組合	吉田川，鶴田川，善川，味明川，滑川，西川，竹林川，宮床川，毒川，南川，大堀，鳴瀬川，多田川，鳥川，鹿又川，大滝川，青野川，長谷川，保野川，深川，花川，寒風沢川，二ツ石川，唐府沢

出典：「宮城県内水面漁業調整規則について」（宮城県）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/naisuikisoku.html#adress>

(3) その他河川，湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

河川，湖沼の状況は「6.1.2 水環境（4）水象 ア.水象の状況 ①河川・湖沼等の概要」に示したとおりである。

地下水の利用の状況は「6.1.2 水環境（4）水象 ア.水象の状況 ③湧水の概要」に示したとおりである。

6.2.4. 社会資本整備等

(1) 交通

ア 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 6.2-6に示すとおりである。

調査範囲に鉄道はない。

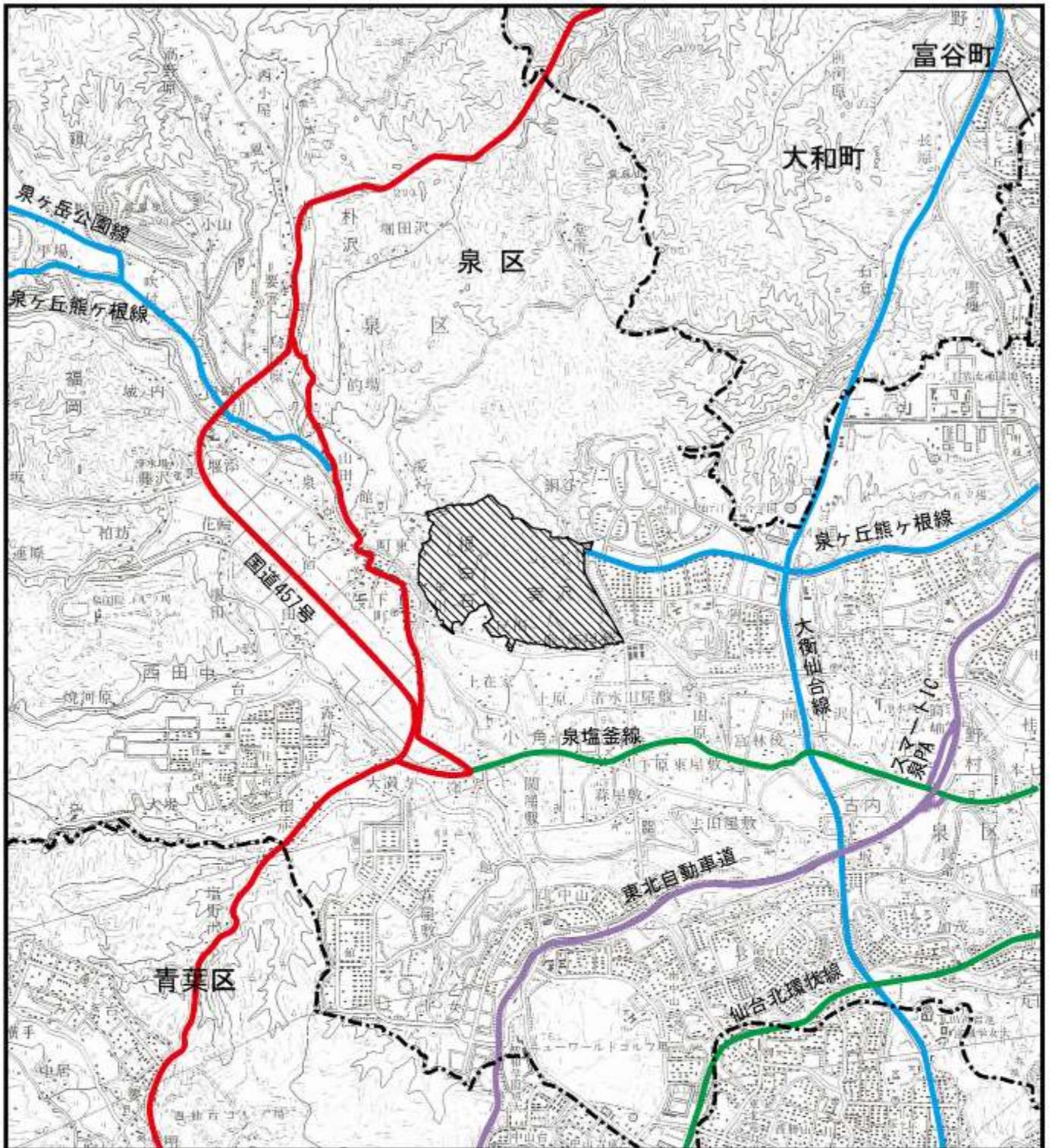
道路は、東北自動車道が対象事業計画地の南側から東側を走っており、泉PAスマートICが対象事業計画地から約3kmの距離に存在する。また、国道457号が対象事業計画地の西側を南北に走っている。その他に主要地方道仙台北環状線、主要地方道泉塩釜線、県道大衡仙台線、県道泉ヶ丘熊ヶ根線、県道泉ヶ岳公園線が走っている。

都市計画道路としては、表 6.2-17及び図 6.2-7に示す路線が計画されている。現在計画中の都市計画道路には、対象事業計画地内を通過する市道宮沢根白石線および市道根白石線、市道七北田実沢線のほか、市道岩切野村線がある。(対象事業計画地内の市道宮沢根白石線、市道根白石線、市道七北田実沢線は、土地利用の見直しに伴い、廃止について協議中)

表 6.2-17 調査範囲内（仙台市）の都市計画道路

街路番号	名称	計画決定			
		起点	終点	幅員（車線数）	延長
3・3・5	北四番丁大衡線	青葉区水の森三丁目	泉区高森二丁目	40m (6)	5,600m
		泉区高森二丁目	泉区明通二丁目	25m (4)	1,760m
3・3・16	宮沢根白石線	泉区大沢二丁目	泉区根白石字針生山	25m (4)	5,610m
		泉区根白石字針生山	泉区根白石字青笹山	27m (4)	1,330m
3・3・35	岩切野村線	宮城野区岩切字洞ノ口	泉区野村字新八木沢	22m (4)	10,180m
3・3・152	八乙女折立線	泉区松森字前田	太白区茂庭字折立北	22m	12,310m
3・4・58	北山実沢線	青葉区北山一丁目	泉区実沢字広畑	16m (2)	7,540m
3・4・59	荒巻根白石線	青葉区滝道	泉区寺岡四丁目	18m (2)	6,670m
3・4・60	荒巻大和町線	青葉区東勝山二丁目	泉区明通三丁目	18m (2)	7,220m
3・4・153	七北田実沢線	泉区泉中央一丁目	泉区桂一丁目	16m (2)	1,750m
		泉区桂一丁目	泉区根白石字姥懐前	18m (2)	5,800m
3・4・345	根白石線	泉区根白石字上田	泉区根白石字青笹山	18m (2)	1,130m

出典：仙台市都市計画道路整備状況図（仙台市建設局道路部道路計画課 平成26年4月現在）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 国道
-  : 県道
-  : 主要地方道
-  : 高速自動車国道

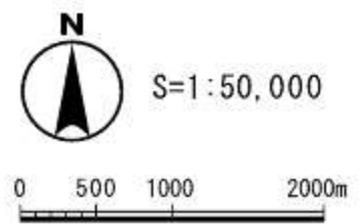
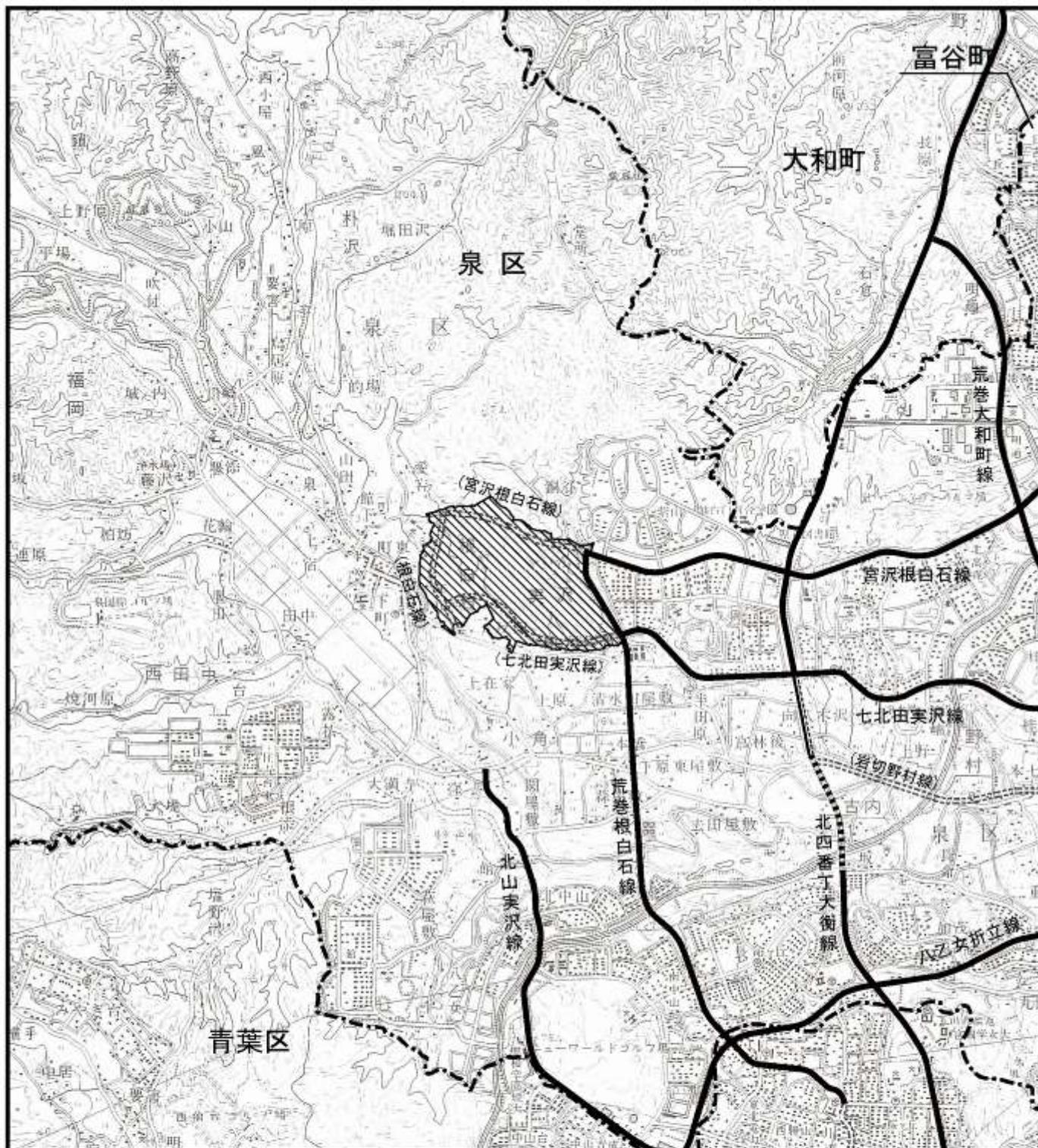


図 6.2-6 交通網図



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 都市計画道路（整備済）
-  : 都市計画道路（整備済—暫定供用）
-  : 都市計画道路（概成済）
-  : 都市計画道路（計画）



S=1:50,000



図 6.2-7 都市計画道路図

※ 対象事業計画地内の宮沢根白石線、根白石線、七北田実沢線は、土地利用の見直しに伴い、廃止について協議中。

出典：「仙台市都市計画道路整備状況図」（仙台市 平成26年4月現在）

イ 交通量

a. 文献調査

仙台市では、平成 25 年に仙台市内の主要交差点で自動車の交通量を調査している。

対象事業計画地周辺の自動車交通量調査結果は表 6.2-18、自動車交通量調査地点は図 6.2-8に示すとおりである。

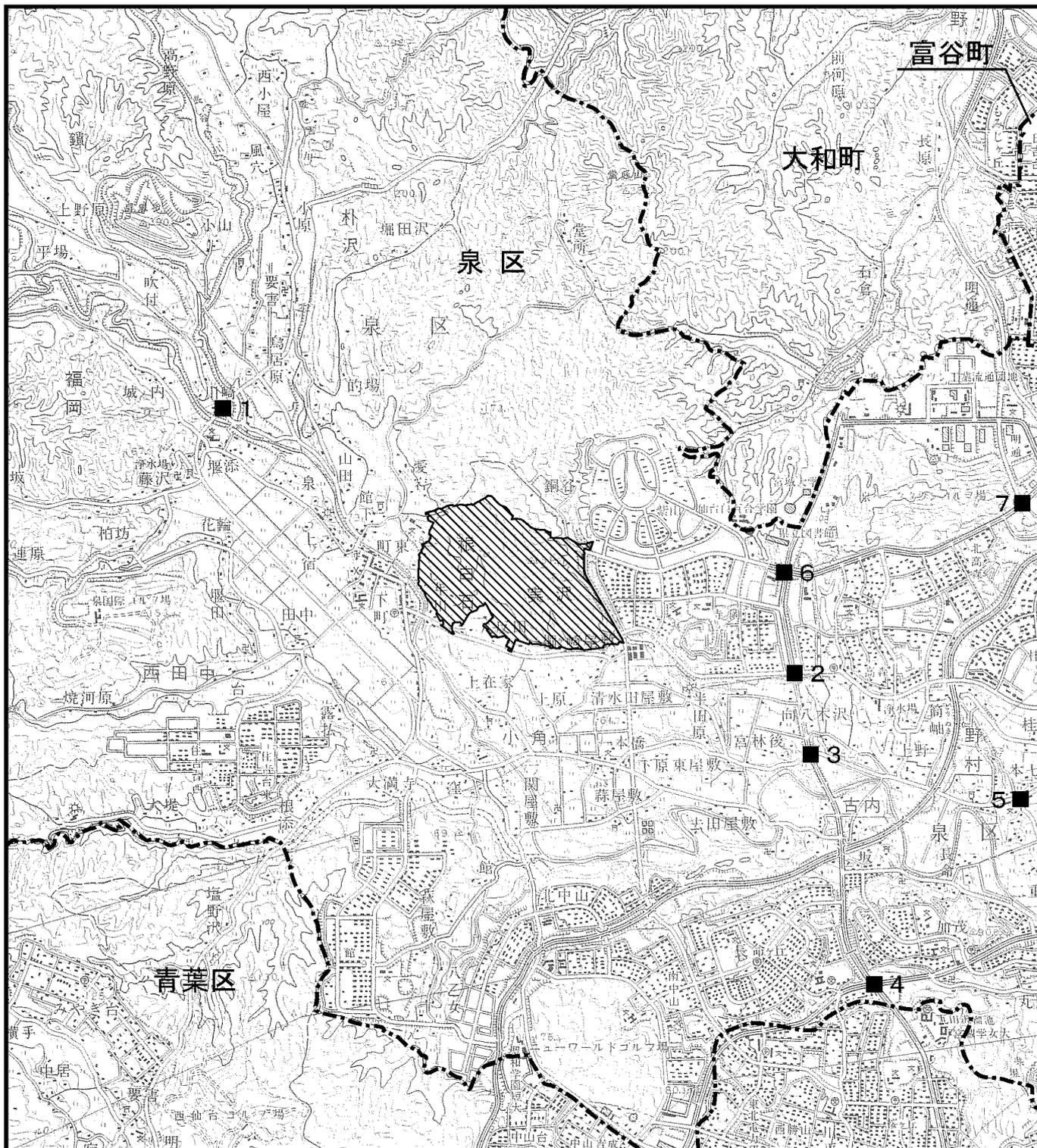
表 6.2-18 自動車交通量調査結果（平成 25 年度，平日）

			12 時間交通量調査結果（台）					自動車類計 ※1	大型車混入率 （%）	平成 20 年度 自動車類交通量計 （台）	自動車類交通量 増加率※2 （%）
			二輪車	小型貨物車	乗用車	大型貨物車	バス				
泉 区	No.	交差点名									
	1	阿弥陀前	135	1,677	4,126	1,844	70	7,717	24.8	7,567	2.0
	2	寺岡一丁目	929	3,244	28,067	1,280	552	33,143	5.5	32,825	1.0
	3	泉パークタウン入口	942	2,960	29,001	1,961	565	34,487	7.3	30,755	12.1
	4	長命ヶ丘東	1,505	6,021	41,672	2,152	671	50,516	5.6	42,810	18.0
	5	野村小学校前	374	1,601	13,374	708	239	15,922	5.9	16,092	-1.1
	6	泉パークタウン中央	818	3,428	29,150	2,178	578	35,334	7.8	—	—
	7	工業団地入口	444	1,859	22,124	1,979	569	26,531	9.6	—	—

※1：交通量調査結果のうち自動車類計は小型貨物車、乗用車、大型貨物車及びバスの交通量の合計である。

※2：自動車類交通量増加率は（平成 25 年度自動車類交通量-平成 20 年度自動車類交通量）/平成 20 年度自動車類交通量である。

出典：交差点交通量調査（平成 20 年度，平成 25 年度）（仙台市）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 調査地点 (图中番号: 1~7)



S=1:50,000

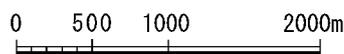


図 6.2-8
交通量調査地点位置図
(文献調査)

出典: 交差点交通量調査 (平成25年度) (仙台市)

b. 平成 12 年 3 月評価書

平成 12 年 3 月評価書において、調査範囲内で交通量調査を 2 回実施している。交通量調査結果は表 6.2-19及び表 6.2-20、測定地点位置は図 6.2-9に示すとおりである。なお、交通量（台）は交差点の交通量である。

表 6.2-19 自動車交通量調査結果（第 1 回：24 時間観測）（平成 12 年 3 月評価書）

No.	休日（平成 9 年 8 月 24 日～25 日）		平日（平成 9 年 9 月 4 日～5 日）	
	交通量（台/24 時間）	大型車混入率（%）	交通量（台/24 時間）	大型車混入率（%）
1	6,167	2.0	6,665	8.4
2	10,736	2.7	13,083	11.5
3	10,309	2.2	12,405	11.1
4	4,703	3.1	6,078	15.3

※：交通量（台）は交差点の交通量である。

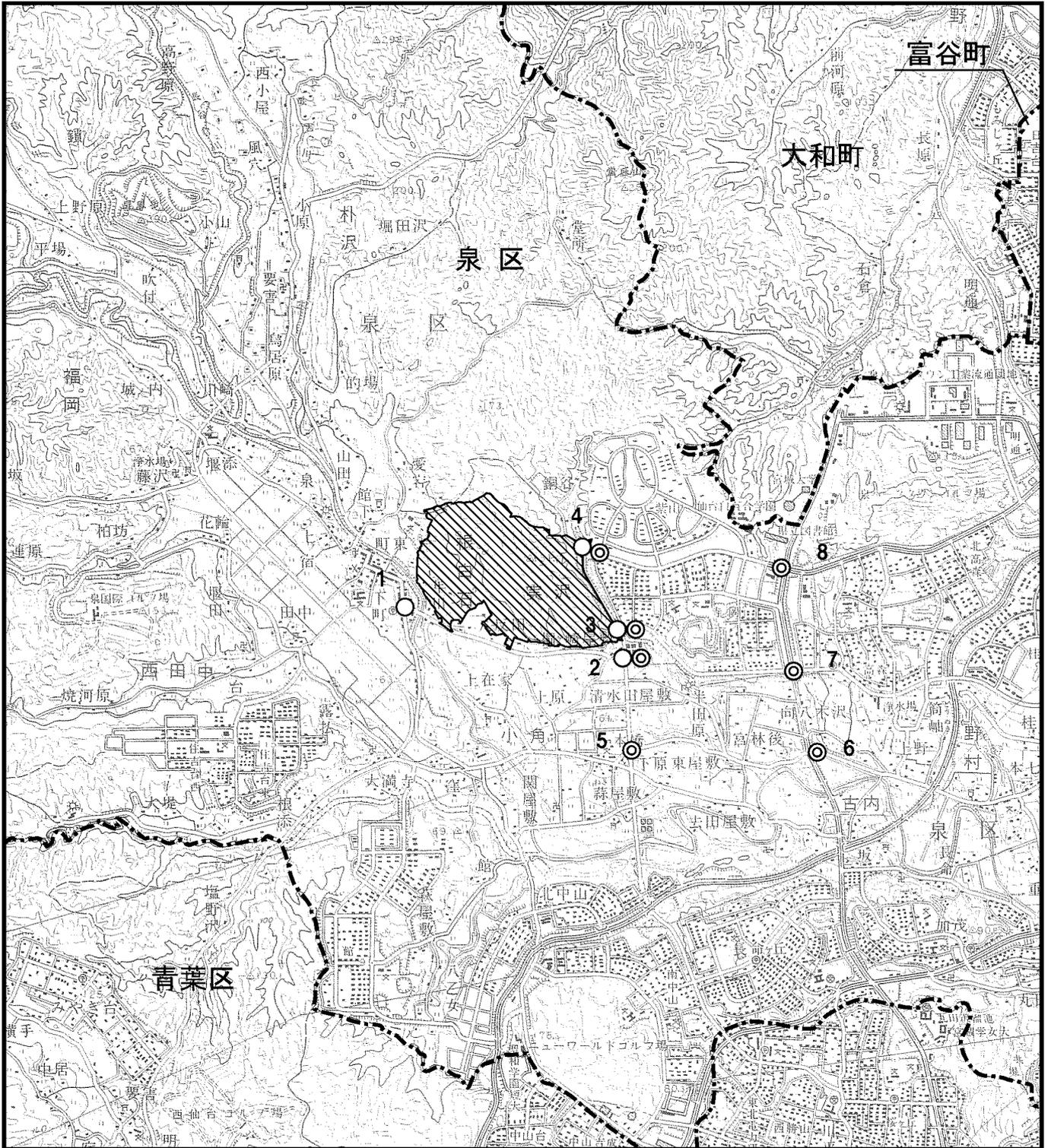
出典：「泉パークタウン住宅開発（第 6 期）に係る環境影響評価書」（平成 12 年 3 月 三菱地所株式会社）

表 6.2-20 自動車交通量調査結果（第 2 回：12 時間観測）（平成 12 年 3 月評価書）

No.	休日（平成 10 年 5 月 17 日 7:00～19:00）		平日（平成 10 年 4 月 23 日 7:00～19:00）	
	交通量（台/12 時間）	大型車混入率（%）	交通量（台/12 時間）	大型車混入率（%）
2	9,929	2.3	11,361	11.4
3	9,535	2.2	10,630	11.1
4	4,199	3.0	5,257	16.6
5	11,602	2.6	12,951	9.3
6	25,674	2.6	28,090	7.8
7	27,776	2.4	30,623	6.9
8	21,985	2.4	25,085	10.7

※：交通量（台）は交差点の交通量である。

出典：「泉パークタウン住宅開発（第 6 期）に係る環境影響評価書」（平成 12 年 3 月 三菱地所株式会社）



凡例

 : 対象事業計画地

 : 市区町境界線

 : 第1回交通量調査地点(図中番号: 1~4)

 : 第2回交通量調査地点(図中番号: 2~8)



S=1:50,000

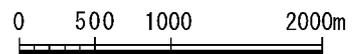


図 6.2-9

交通量調査地点位置図

(平成12年3月評価書)

出典:「泉パークタウン住宅開発(第6期)に係る環境影響評価書」
(平成12年3月 三菱地所株式会社)

(2) 上水道・下水道

ア 上水道

仙台市及び大和町の水道施設状況及び水道普及状況の推移は、表 6.2-21及び表 6.2-22に示すとおりである。

仙台市及び大和町では給水人口の大部分を上水道でまかなっており、平成 25 年度の水道普及率は 90%以上である。普及率の推移をみると、仙台市では同程度で推移し、大和町では増加傾向である。

表 6.2-21 仙台市・大和町の水道施設状況（平成 25 年度）

市町	項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口または 確認時給水人口 (人)	給水人口 (人)
仙台市	上水道 ①	1	1,033,000	1,041,836
	簡易水道 ②	0	0	0
	専用水道（自己水源のみ） ③	19	5,576	1067
	専用水道（上記以外） ④	41	13,246	5,569
	合計	61	1,038,576	1,042,903
	行政区画内総人口 (人)		1,046,192	
	普及率 (%) ⑤		99.7	
大和町	上水道 ①	1	28,520	25,943
	簡易水道 ②	0	0	0
	専用水道（自己水源のみ） ③	0	0	0
	専用水道（上記以外） ④	1	0	0
	合計	2	28,520	25,943
	行政区画内総人口 (人)		27,273	
	普及率 (%) ⑤		95.1	

※：“箇所数”合計＝①＋②＋③＋④

”計画給水人口または確認時給水人口”合計＝①＋②＋③

”給水人口”合計＝①＋②＋③

⑤（普及率）＝（給水人口合計）／（行政区画内総人口）

出典：宮城県の水道「市町村別水道施設の状況」 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/miyaginosuidou.html>

表 6.2-22 仙台市・大和町の水道普及状況の推移（平成 20～24 年度）

各年度末

市町	年次	行政人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
仙台市	平成 20 年度	1,016,506	1,010,560	99.4
	平成 21 年度	1,020,319	1,014,566	99.4
	平成 22 年度	1,021,636	1,016,996	99.5
	平成 23 年度	1,029,407	1,025,596	99.6
	平成 24 年度	1,038,522	1,035,032	99.7
大和町	平成 20 年度	24,839	22,992	92.6
	平成 21 年度	24,946	23,298	93.4
	平成 22 年度	25,540	23,939	93.7
	平成 23 年度	26,272	24,773	94.3
	平成 24 年度	26,657	25,241	94.7

出典：「平成 22 年版～平成 26 年版宮城県統計年鑑」（宮城県）

イ 下水道

仙台市の下水道施設状況及び仙台市及び大和町の下水道普及状況の推移は、表 6.2-23及び表 6.2-24に示すとおりである。

平成 25 年度の下水道普及率は仙台市が 98.0%，大和町が 85.4%である。普及率の推移をみると、仙台市では同程度で推移し、大和町では増加傾向である。

平成 25 年度における仙台市の下水道処理場数の総数は 1,299 カ所である。また、平成 25 年度の下水道普及率は仙台市が 98.0%，大和町が 85.4%である。普及率の推移をみると、仙台市では同程度で推移し、大和町では増加傾向である。

表 6.2-23 仙台市の下水道施設状況（平成 25 年度）

項目	処理場数	行政区域 人口 (a)	処理区域 人口 (b)	水洗化 人口 (c)	普及率 (b/a)	水洗化率 (c/b)
単位	カ所	人	人	人	%	%
公共下水道	5	—	1,025,607	1,019,085	98.0	99.4
農業集落排水事業	15	—	5,545	5,342	0.5	96.3
地域下水道	3	—	4,486	4,486	0.4	100.0
公設浄化槽	1,276	—	4,320	4,320	0.4	100.0
総数	1,299	1,046,192	1,039,958	1,033,233	99.4	99.4

出典：「仙台市統計書 平成 26 年版」（仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/kikaku/seisaku/toukei/toukeisyo/h26/top.html>

表 6.2-24 仙台市・大和町の下水道普及状況の推移（平成 21～25 年度）

各年度末

市町	年次	行政区域内 人口（人）	処理区域内 人口（人）	下水道普及率 （%）
仙台市	平成 21 年度	1,010,256	986,850	97.7
	平成 22 年度	1,011,592	988,851	97.8
	平成 23 年度	1,020,241	999,089	97.9
	平成 24 年度	1,038,522	1,017,716	98.0
	平成 25 年度	1,046,192	1,025,607	98.0
大和町	平成 21 年度	24,825	20,429	82.3
	平成 22 年度	25,441	21,193	83.3
	平成 23 年度	26,175	21,959	83.9
	平成 24 年度	26,657	22,611	84.8
	平成 25 年度	27,273	23,299	85.4

出典：「平成 22 年版～平成 26 年版宮城県統計年鑑」（宮城県）

(3) 廃棄物処理施設等

調査範囲には、産業廃棄物の中間処理をおこなっている施設が7箇所存在する。また、対象事業計画地近傍には、主に一般廃棄物のリサイクルを取り扱う(株)仙台リサイクルセンターがある。産業廃棄物の処理施設一覧は表 6.2-25、(株)仙台リサイクルセンターの概要は表 6.2-26であり、これらの位置は図 6.2-10に示すとおりである。

また、調査範囲内に公的にごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地はない。

表 6.2-25 産業廃棄物中間処理施設

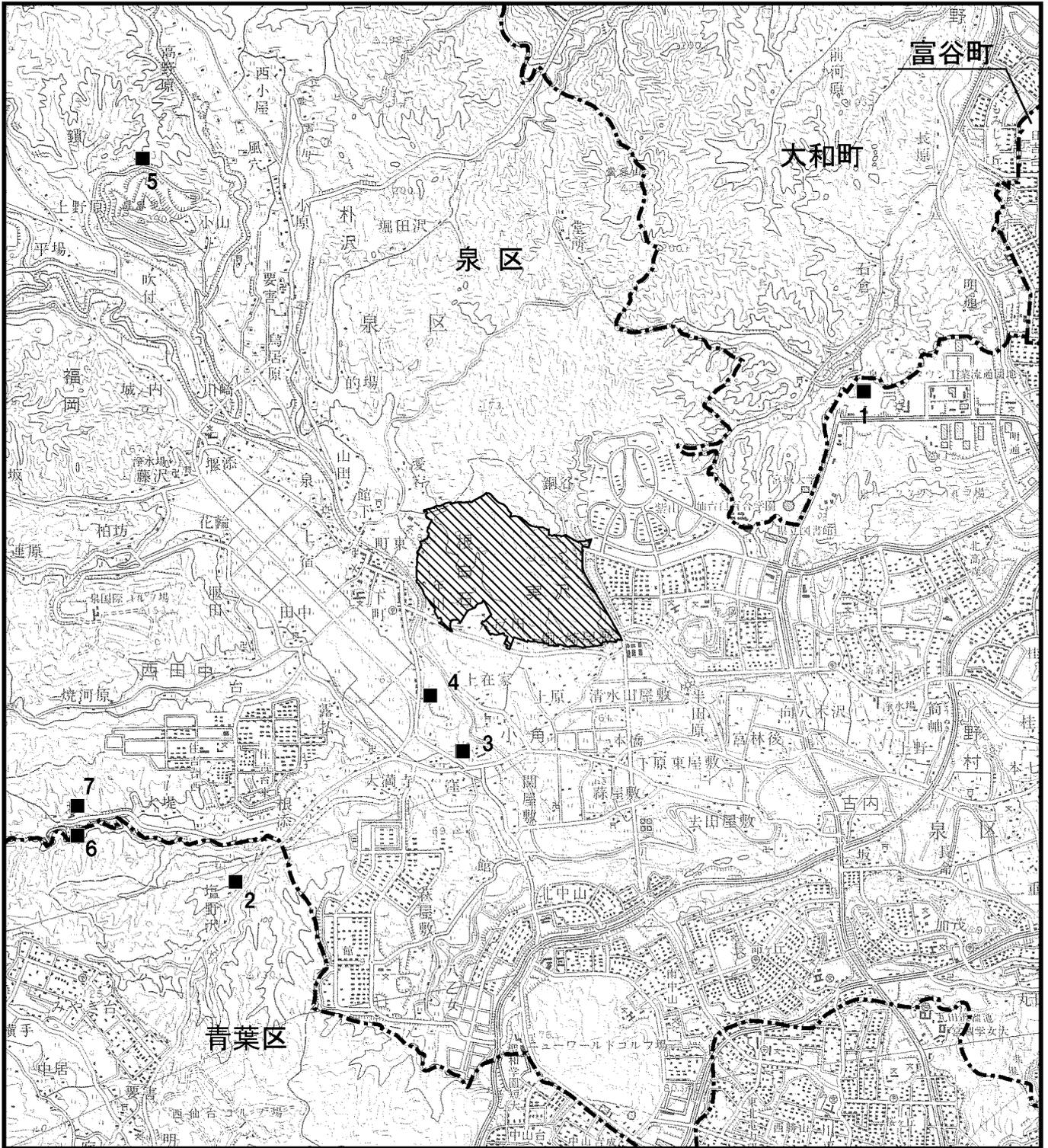
No.	処理業者名	処分方法	産業廃棄物の種類											処理能力	
			汚泥	廃油	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器	がれき類		動物のふん尿
1	(株)新興	バイオガス発酵							○						160t/日
		堆肥化	○						○						40t/日
		脱水	○	○										○	257m ³ /日
		破砕					○		○						木くず 4.656/日 動植残さ(貝殻に限る。) 5t/日
		飼料化							○						4.768 t/日
		破砕・圧縮固化			○										2.56 t/日
2	(株)リアスコン	破砕											○	348t/日	
3	泉清掃協業組合	圧縮梱包			○									1.84t/日	
		破砕・溶融固化			○									0.96t/日(発泡スチロールに限る)	
4	(株)仙台リサイクルセンター	破砕			○	○	○	○		○	○			廃プラ 6.65 t/日 紙くず 13.38t/日 木くず 5.2t/日 繊維くず 3.21t/日 金属くず 8.34t/日 ガラス陶磁器 4.81t/日 (廃プラは発泡スチロールを除く)	
		圧縮梱包			○	○		○		○				廃プラ 137.6 t/日 紙くず 128.8t/日 繊維くず 164.8t/日 金属くず 225.6t/日	
		破砕・溶融固化			○									0.4 t/日(発泡スチロールに限る)	
5	泉砕石工業(株)	破砕									○	○	コンクリート 760t/日 アスファルト 536t/日 ガラス陶磁器 760t/日 木くず 373.6t/日		
6	恵和興業(株)	破砕											○	1,200t/日	
		焼却				○	○	○						19.3t/日	
7	恵和興業(株)	破砕(選別・造粒工程を含む)			○	○	○	○		○	○	○	(造粒工程を含まない場合) 廃プラ 16.6 t/日 紙くず 15.8t/日 木くず 34t/日 繊維くず 51.4t/日 金属くず 51.6t/日 ガラス陶磁器 156.8t/日 がれき類 232.8t/日 混合 168t/日 (造粒工程を含む場合) 混合 151.1t/日		

出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿」(平成 25 年 7 月 仙台市)

表 6.2-26 (株)仙台リサイクルセンターの概要

No.	処理業者名	取り扱い品目
4	(株)仙台リサイクルセンター	古紙：新聞，ダンボール，雑誌，コピー用紙，機密書類等 金属：鉄，非鉄(銅，アルミ等) 古布：古着等 ビン：一升ビン，ビールビン等 その他：事業系一般廃棄物，産業廃棄物等

出典：(株)仙台リサイクルセンターWeb <http://www.kk-src.co.jp/index.html>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 廃棄物処理施設

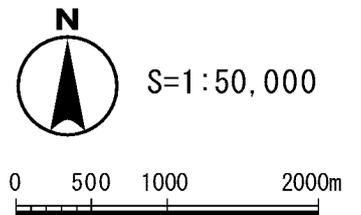


図 6.2-10
廃棄物処理施設位置

出典:「仙台市都市計画道路整備状況図」(平成25年7月 仙台市)

6.2.5. 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校・病院・社会福祉施設等は表 6.2-27、その位置図は図 6.2-11に示すとおりである。

対象事業計画地の西側には根白石中学校、南西側には根白石幼稚園、東側にはふたば歯科医院等がある。また、寺岡地区に隣接している。

表 6.2-27 配慮が必要な施設等

【学校施設等】			
1	泉の杜幼稚園	8	仙台白百合学園小学校
2	こどもの国幼稚園	9	寺岡中学校
3	仙台白百合学園幼稚園	10	根白石中学校
4	根白石幼稚園	11	仙台白百合学園中学校
5	実沢小学校	12	仙台白百合学園高等学校
6	寺岡小学校	13	宮城大学
7	根白石小学校	—	—
【病院】			
14	泉歯科医院	22	根白石診療所
15	いわぶち歯科クリニック	23	畑岡内科クリニック
16	エバーグリーン病院	24	はんだ整形外科クリニック
17	すえたけ皮膚科	25	松田病院
18	寺岡クリニック	26	紫山コスモ歯科医院
19	寺岡デンタルクリニック	27	杜の泉内科循環器科
20	ふたば歯科医院	28	杜の都のはいしゃさん
21	根白石歯科医院	29	安田クリニック
【社会福祉施設等】			
30	寺岡すいせん保育所	32	寺岡児童センター
31	寺岡地域包括支援センター	33	根白石児童館
【文化施設】			
34	宮城県図書館		

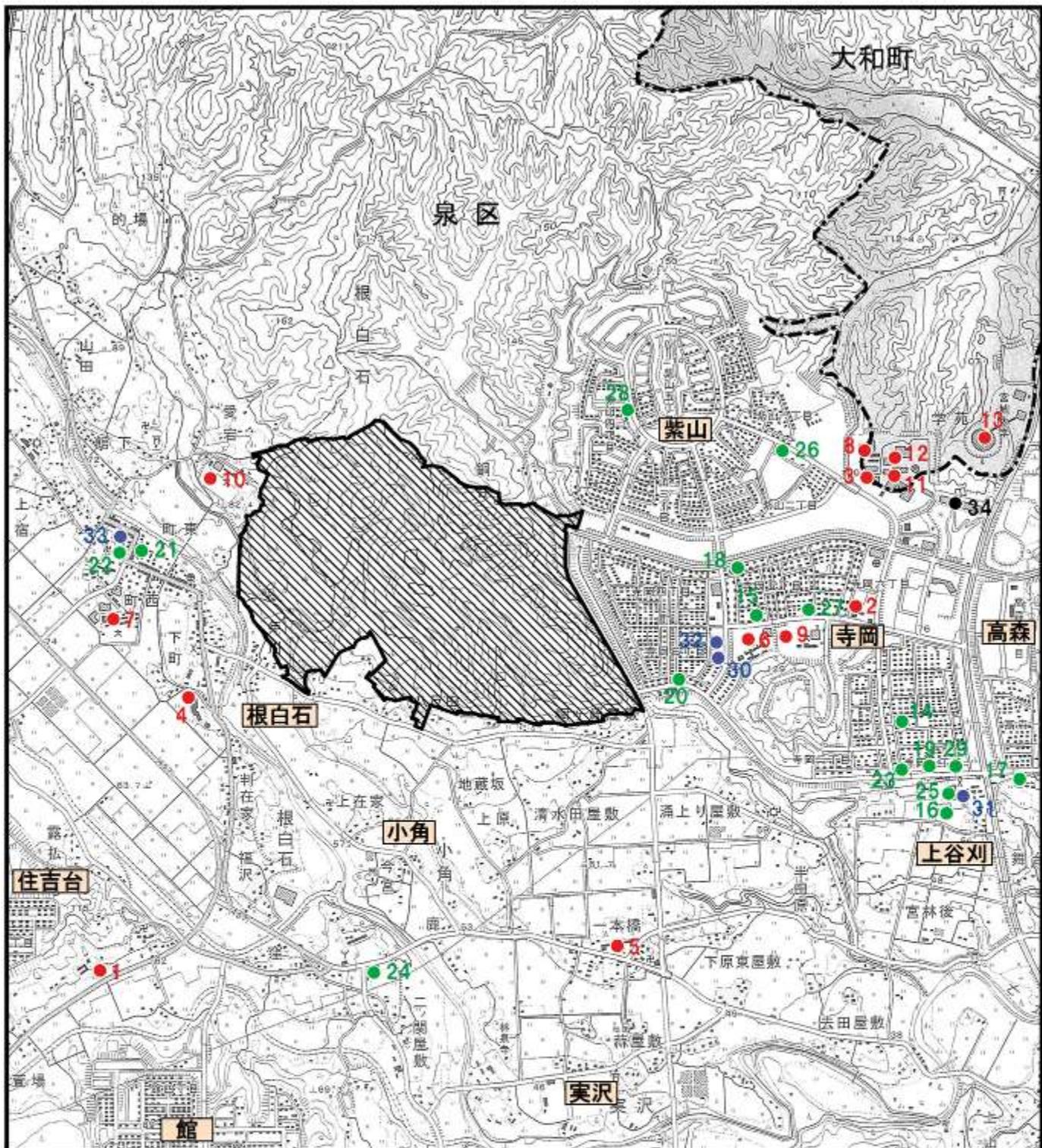
出典：「泉区ガイド」（平成 25 年 4 月 泉区区民部総務課）

「幼稚園一覧」（平成 27 年 4 月 1 日現在 仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

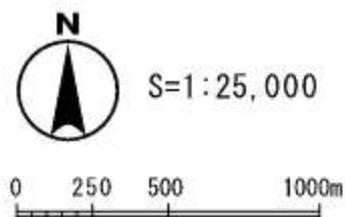
宮城県医療機能情報提供システム「みやぎのお医者さんガイド」（平成 27 年 5 月確認）

<http://medinf.mmic.or.jp/>



凡例

- : 対象事業計画地
 - : 市区町境界線
 - : 学校施設等 (図中番号: 1~13)
 - : 病院 (図中番号: 14~29)
 - : 社会福祉施設等 (図中番号: 30~33)
 - : 文化施設 (図中番号: 34)
- 名称** : 主な住宅地・集落



出典: 1. 「泉区ガイド」(平成25年4月 泉区区民部総務課)
 2. 仙台市ホームページ「幼稚園一覧」
 (<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>)
 3. 宮城県医療機能情報提供システム「みやぎのお医者さんガイド」
 (<http://medinf.mmic.or.jp/>)

図 6.2-11
 学校・病院・
 社会福祉施設位置図

6.2.6. 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

ア 自然環境保全に係る指定地域等の状況

① 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定状況は、表 6.2-28及び図 6.2-12に示すとおりである。

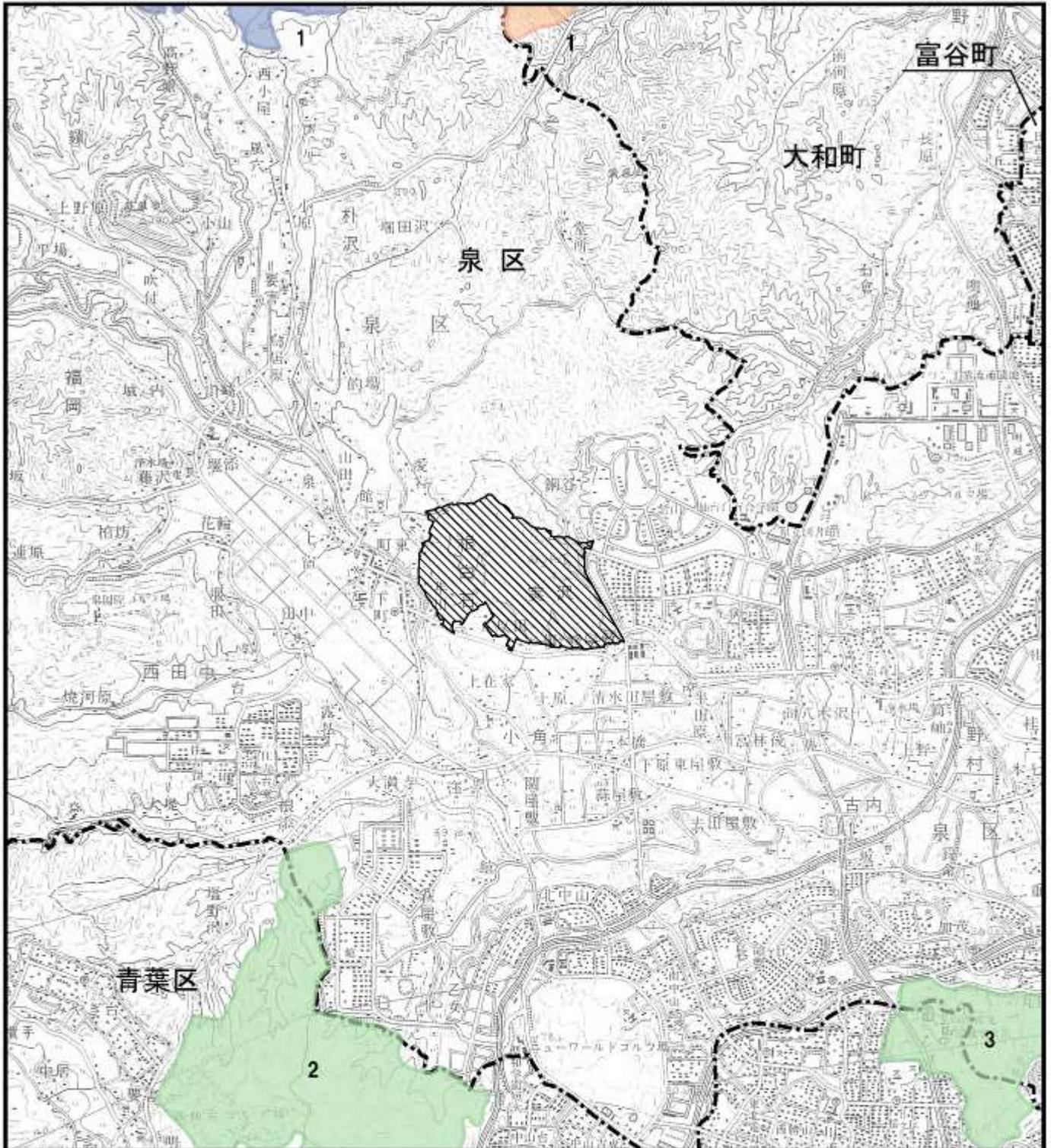
対象事業計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園区域、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域のいずれにも指定されていない。

表 6.2-28 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定状況

No.	名称	指定面積	内訳
1	県立自然公園船形連峰	35,449 ha	(第1種特別地域) 2,372 ha (第2種特別地域) 5,827 ha (第3種特別地域) 18,310 ha (普通地域) 8,940 ha
2	権現森緑地環境保全地域	857 ha	—
3	丸田沢緑地環境保全地域	124 ha	—

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」

<http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sizen/kouen/tizu/kensaku.htm>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 自然公園 第3種特別地区 (图中番号: 1 県立自然公園船形連峰)
-  : 自然公園 普通地区 (图中番号: 1 県立自然公園船形連峰)
-  : 県緑地環境保全地域 (图中番号: 2 権現森緑地環境保全地域)
(图中番号: 3 丸田沢緑地環境保全地域)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-12
自然公園区域及び緑地環境
保全地域指定区域位置図

出典: 「自然公園等区域閲覧サービス」
<http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sizen/kouen/tizu/kensaku.htm>

② 鳥獣保護区

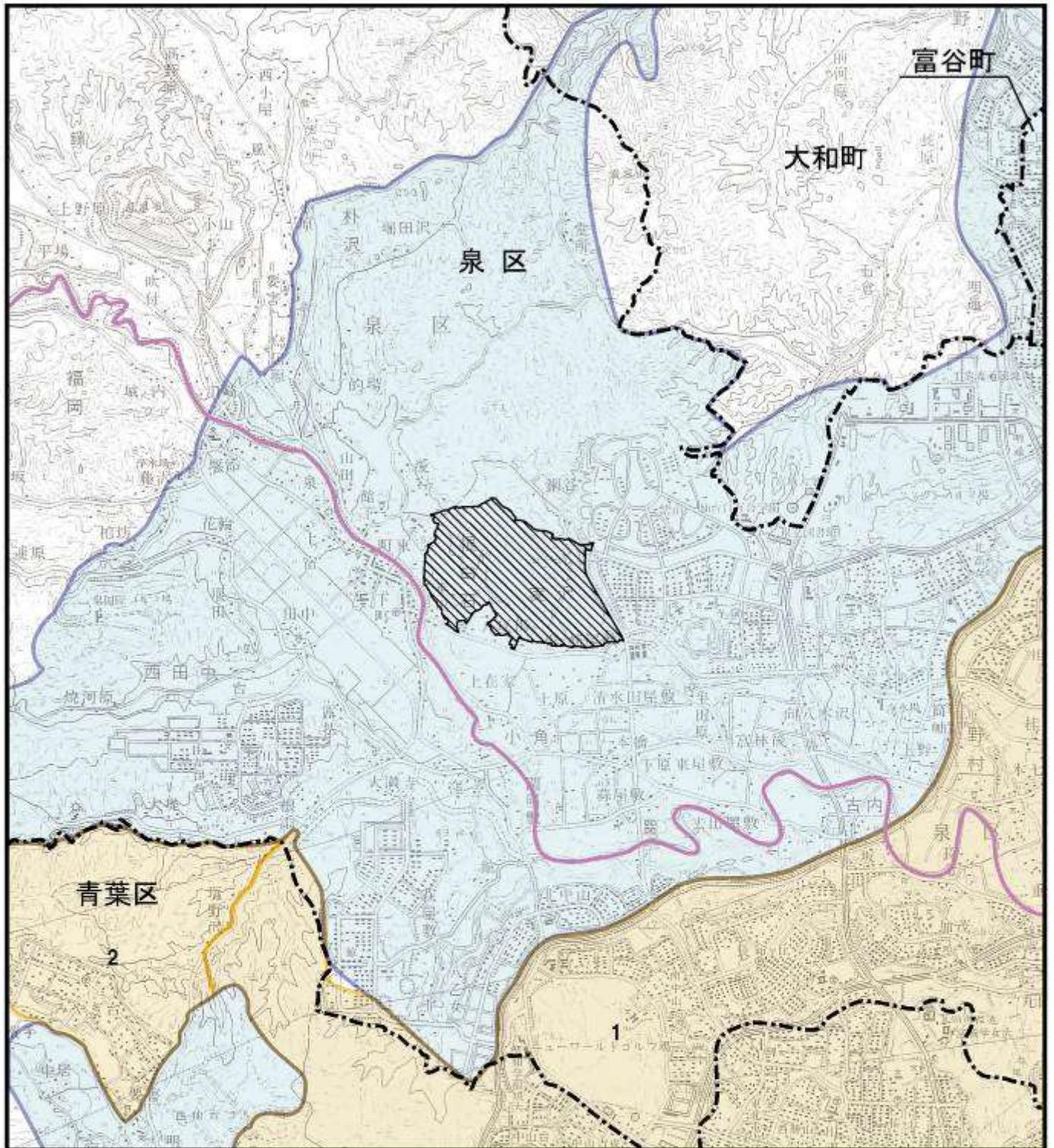
調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 6.2-29及び図 6.2-13に示すとおりである。

対象事業計画地は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「特定猟具使用禁止区域（銃）」に指定されている。

表 6.2-29 鳥獣保護区・特別保護地区の指定状況

No.	名称	存続期間	面積 (ha)	
			鳥獣保護区	特別保護地区
1	仙台	H34.10.31	15,019	100
2	奥武士	H41.10.31	650	—

出典：「平成 24 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 24 年 10 月 宮城県）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 鳥獣保護区 (图中番号: 1 仙台)
(图中番号: 2 奥武士)
-  : 特定猟具使用禁止区域 (銃)
-  : 指定猟法 (鉛製散弾) 禁止区域 (七北田川)

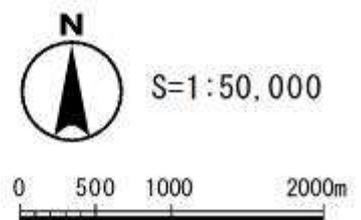


図 6.2-13
鳥獣保護区等
指定区域位置図

出典: 「平成24年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成24年10月 宮城県)

③ 風致地区，特別緑地保全地区

調査範囲に都市計画法第 8 条に基づく「風致地区」及び都市緑地法第 12 条に基づく「特別緑地保全地区」の指定はない。

④ 国有林，保安林

仙台市及び大和町の保安林の種別及び面積等は表 6.2-30，調査範囲の国有林，保安林の指定状況は図 6.2-14に示すとおりである。

調査範囲では，丸田沢，屏風岳付近が水源かん養保安林等に指定されている。

表 6.2-30 仙台市・大和町の種別保安林面積

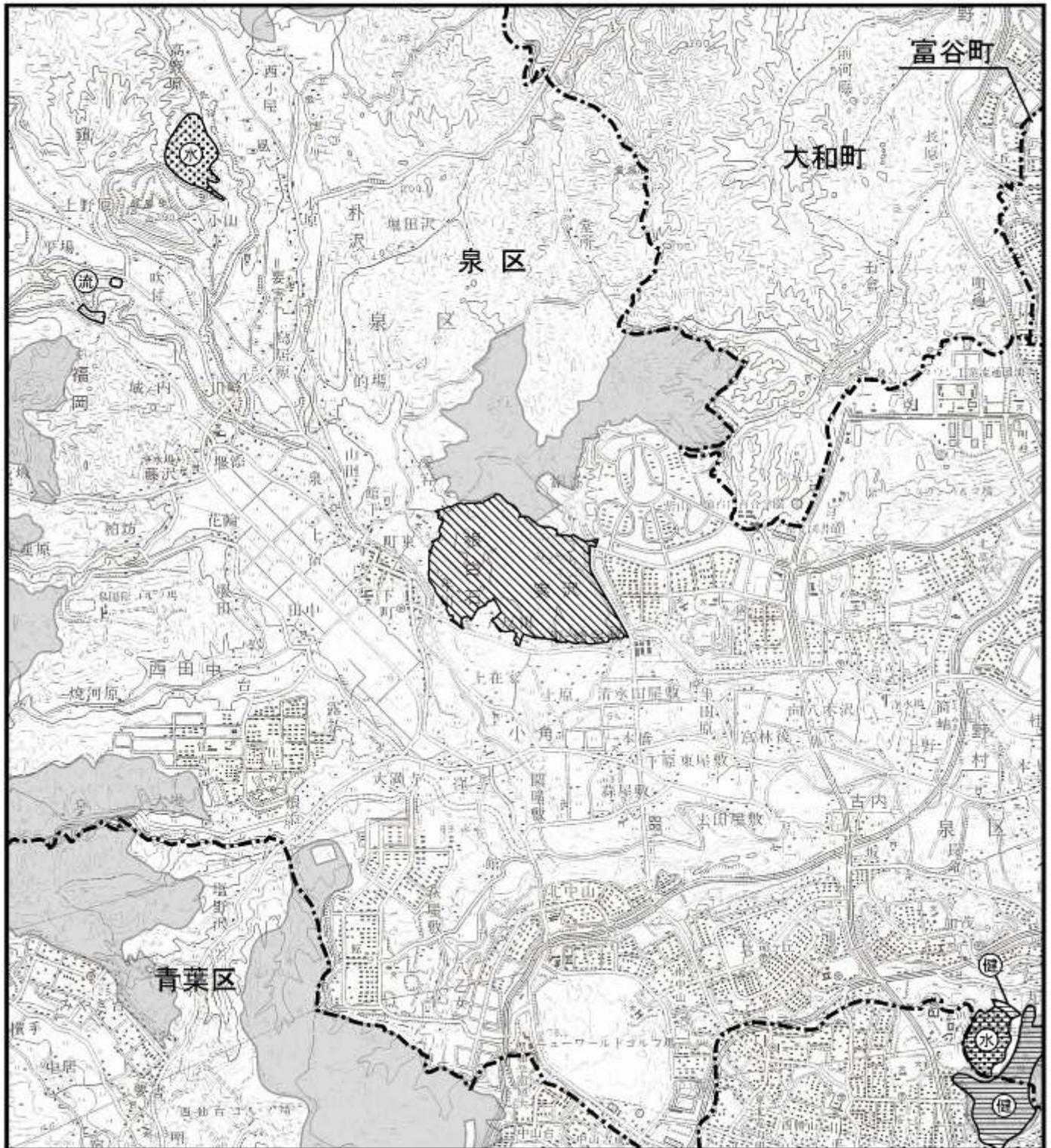
名称	面積 (ha)		備考
	仙台市	大和町	
水源かん養	3,411.87	1,966.34	山地一帯の森林
土砂流出防備	312.02	543.01	丘陵地緑辺の森林
土砂崩壊防備	18.30	—	山地や丘陵地の道路ぞいの急傾斜地等の森林
その他の保安林	493.11 (352.56)	157.65 (121.07)	飛砂防備，防風，水害防備，潮害防備，干害防備，なだれ防止，落石防止，防火，魚つき，航行目標，保健，風致の各保安林の計

※：「その他の保安林」の上段の面積は，その他の保安林どうしの重複を含む面積である。

「その他の保安林」の（下段）の面積は，その他の保安林どうしの重複を除いた実面積である。

出典：「宮城北部地域森林計画変更計画書（宮城北部森林計画区）」（平成 25 年 12 月 宮城県）

「宮城南部地域森林計画変更計画書（宮城南部森林計画区）」（平成 22 年 12 月 宮城県）



凡例

-  : 対象事業計画地
 -  : 市区町境界線
 -  : 国有林
 -  : 水源かん養
 -  : 土砂流出防備
 -  : 保健
- } 保安林



S=1:50,000

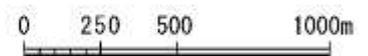


図 6.2-14
国有林, 保安林 (森林法)
指定区域位置図

出典:「保安林配備図」(平成20年 宮城県仙台地方振興事務所 林業振興部)
「宮城県森林位置図(仙台農林振興事務所管内その1)」(平成11年 宮城県)

⑤ 保存樹木, 保存樹林, 保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」の指定状況は表 6.2-31に、位置図は図 6.2-15に示すとおりである。対象事業計画地に最も近い位置にある保存樹木は、南西約 1km に位置する個人所有のアカマツである。なお、「保存樹林」、「保存緑地」の指定は無い。

また、大和町では、保存樹木, 保存樹林, 保存緑地に関する指定は無いものの、「大和町の名木古木」(平成 14 年 1 月 大和町名木古木を守る会)として、表 6.2-32及び図 6.2-15に示すとおり、個人所有のシダレザクラが対象事業地の北東約 2km の位置にある。

表 6.2-31 仙台市の保存樹木の指定状況

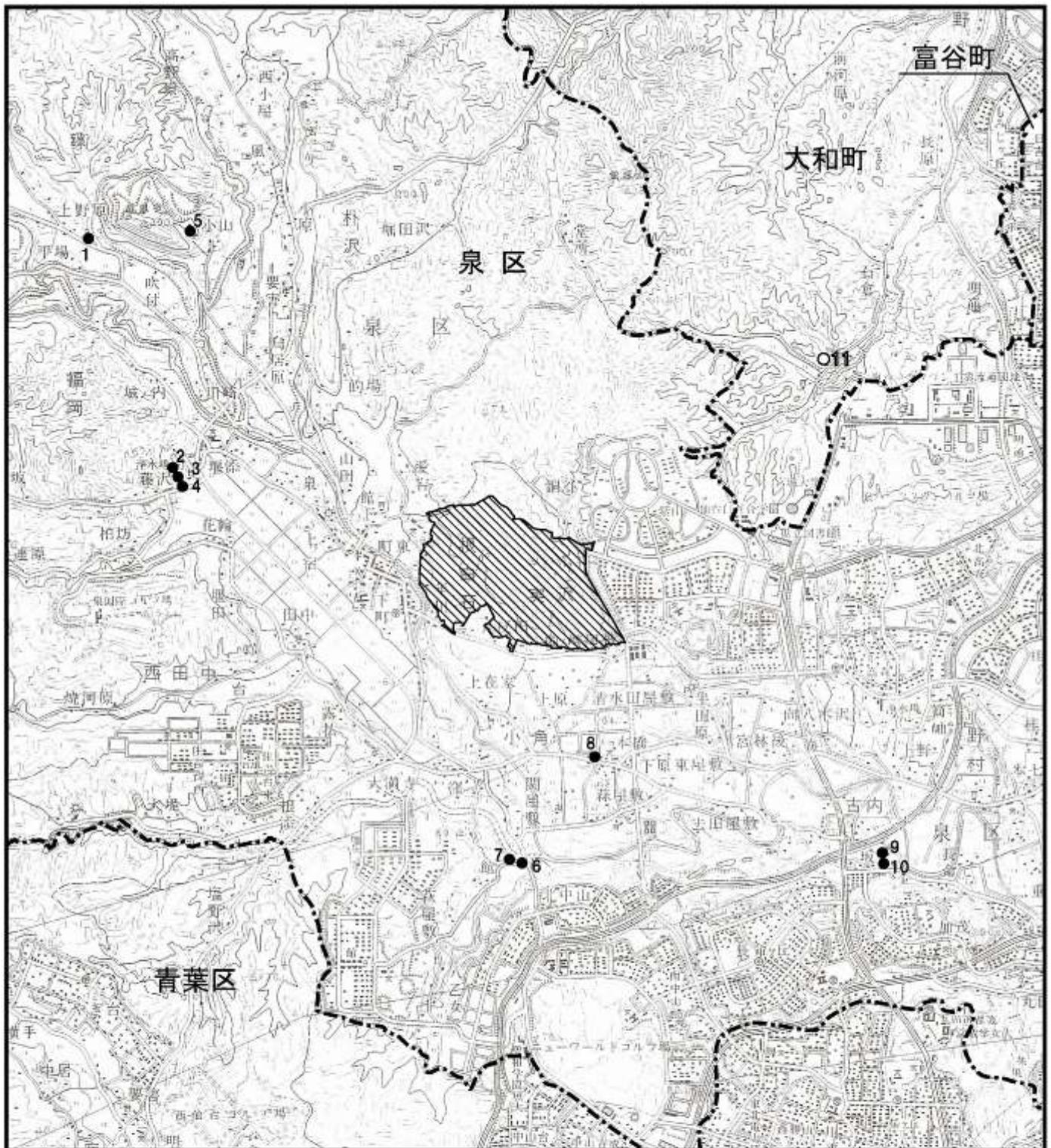
項目	No.	所有者	樹種	指定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
保存樹木	1	個人所有	アカマツ	300	13.0	2.2
	2	東泉寺	カヤ	150	15.0	2.2
	3	東泉寺	カツラ	200	20.0	3.7
	4	東泉寺	イチョウ	100	18.0	2.2
	5	鷺倉神社	スギ	500	38.8	8.2
	6	個人所有	イチョウ	200	20.0	2.7
	7	個人所有	カヤ	200	18.0	2.2
	8	個人所有	アカマツ	400	16.0	3.3
	9	賀茂神社	イロハモミジ	200	16.0	3.3
		賀茂神社	イロハモミジ	200	16.0	2.4
10	賀茂神社	アラカシ	200	15.2	4.0	
	賀茂神社	アラカシ	200	14.6	1.9	

出典：「杜の都の名木・古木」(平成 21 年 3 月 仙台市建設局百年の杜推進部)
「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 23 年 4 月 仙台市)

表 6.2-32 大和町の名木古木

項目	No.	所有者	樹種	指定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
名木古木	11	個人所有	シダレザクラ	350	15.0	4.0

出典：「大和町の名木古木」(平成 14 年 1 月 大和町名木古木を守る会)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 保存樹木(図中番号: 1~10)
-  : 大和町の名木古木(図中番号: 11)

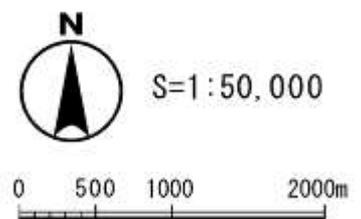


図 6.2-15
保存樹林等位置図

出典: 1.「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部)
 2.「仙台市公園・緑地等配置図」(平成23年4月 仙台市)
 3.「大和町の名木古木」(平成14年1月 大和町名木古木を守る会)

イ 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

① 大気汚染

a. 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 6.2-33に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 28 年 3 月 仙台市）では、二酸化窒素定量目標を「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm（国の環境基準のゾーン下限値）以下であること」としている。

表 6.2-33 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示 33 号）

b. 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

・粉じん

物の破碎やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して、人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん（現在はアスベストを指定）」、それ以外の粉じんである「一般粉じん」について、表 6.2-34～表 6.2-36に示すように規制が定められている。

・ばい煙

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん（スス）、有害物質等の「ばい煙」に関して、表 6.2-37に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 6.2-34 粉じんに係る規制の種類

一般粉じんに係る規制	特定粉じん（アスベスト）に係る規制
破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の 種類ごとに定められた構造・使用・管理に 関する基準	○発生施設 工場・事業場の敷地境界における大気中 濃度の基準（1リットルにつき石綿繊維 10本） ○排出等作業 吹き付け石綿等が使用されている建築物 その他の工作物を解体・改造・補修する 作業における集じん等の作業基準

出典：「大気汚染防止法」（平成27年6月19日 法律第41号）

表 6.2-35 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50t／日以上
2	鉱物（含コークス。以下同じ。） 及び土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケット コンベア（鉱物、土石、セメ ント用）	ベルト幅：75cm以上又はバケ ットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩 石、セメント用）	原動機の定格出力：75KW以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：15KW以上

出典：「大気汚染防止法」（平成27年6月19日 法律第41号）

表 6.2-36 特定粉じん（アスベスト）発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力：3.7KW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力：2.2KW以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（断加工用）	
9	穿孔機	

出典：「大気汚染防止法」（平成27年6月19日 法律第41号）

表 6.2-37 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉, 加熱炉	・原料処理能力 20 トン/日 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉, 焼結炉, か焼炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉, 転炉, 平炉	
5	(金属の精製または鋳造用) 溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
6	(金属の鍛造, 圧延, 熱処理用) 加熱炉	
7	(石油製品, 石油化学製品, コールタール製品の製造用) 加熱炉	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉, 溶融炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置含), 直火炉	
11	乾燥炉	・変圧器の定格容量 1000kVA 以上
12	(製鉄, 製鋼, 合金鉄, カーバイド製造用) 電気炉	
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅, 鉛, 亜鉛の精錬用) ばい焼炉, 焼結炉 (ベレット焼成炉含, 溶鉱炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉)	・原料処理能力 0.5 トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷却施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
17	(塩化第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用 [塩化亜鉛を使用するもの] 用) 反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設, 塩化水素反応施設, 塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム製錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐, 燐酸, 燐酸質肥料, 複合肥料製造用 [原料に燐石を使用するもの]) 反応施設, 濃縮施設, 焼成炉, 溶解炉	・燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 凝縮施設, 吸収施設, 蒸溜施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1kW 以上
23	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設, 乾燥炉, 焼成炉	・原料処理能力 80 kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第二次精錬 [鉛合金の製造含]・鉛の管, 板, 線の製造用) 溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉, 反射炉, 反応炉, 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設, 漂白施設, 濃縮施設	・硝酸の合成, 漂白, 濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上

出典: 「大気汚染防止法」(平成 27 年 6 月 19 日 法律第 41 号)

② 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は表 6.2-38、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 6.2-16に示すとおりである。

対象事業計画地は第一種低層住居専用地域（図 6.2-3 用途地域図参照）に該当するため、A 類型に該当する。

表 6.2-38 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50 dB 以下	40 dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 （AAの項に掲げる地域を除く。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 （Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C	近隣商業地域 （Bの項に掲げる地域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 dB 以下	50 dB 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		70 dB 以下	65 dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間（窓を閉めた屋内）		45 dB 以下	40 dB 以下

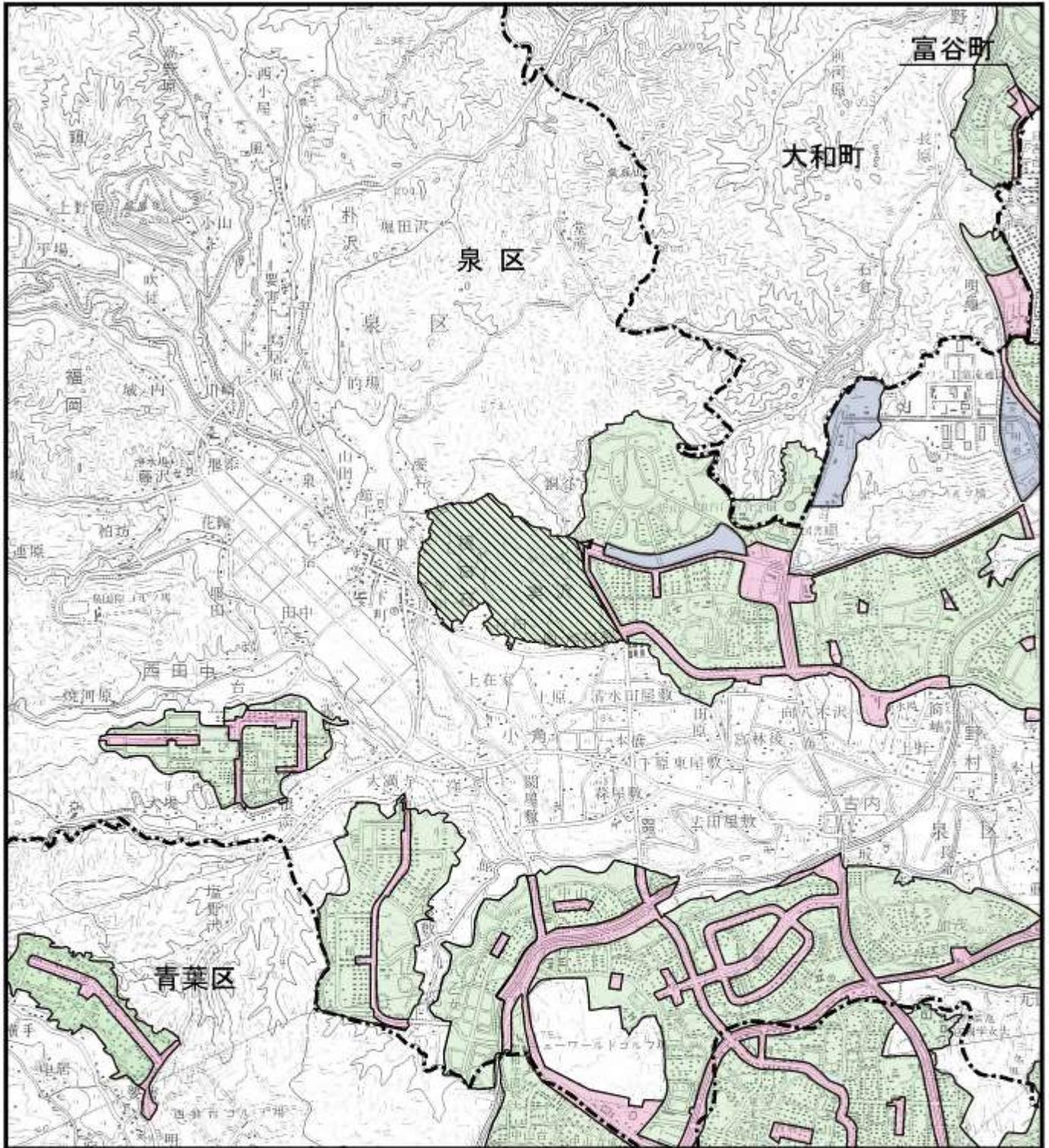
※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」

（平成10年9月30日 環境庁告示第64号、改正平成12年3月28日 環境庁告示第20号、改正平成17年5月26日 環境庁告示第45号、改正平成24年3月30日 環境庁告示第54号）

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日 宮城県告示第312号）

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日 仙台市告示第126号）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : A及びa (第一種・第二種低層住居専用地域, 第一種・第二種中高層住居専用地域)
-  : B及びb (第一種・第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域 (A地域に囲まれている地域に限る))
-  : C及びc (近隣商業地域 (B地域を除く), 商業地域, 準工業地域, 工業地域)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-16
騒音に係る類型区分図
及び地域の区分図

b. 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 6.2-39、調査範囲の自動車騒音の限度に係る区域の区分は図 6.2-16に示すとおりである。

対象事業計画地は第一種低層住居専用地域（図 6.2-3 用途地域図参照）に該当するため、a 区域に該当する。

表 6.2-39 自動車騒音に係る要請限度

地域の区分		要請限度 (L_{Aeq})		
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB 以下	65 dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	近隣商業地域 (aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
c	近隣商業地域 (bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75 dB 以下	70 dB 以下

※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年3月2日 総理府令第15号, 最終改正：平成23年11月30日 環境省令第32号)

出典：「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」

(平成12年3月24日 宮城県告示第315号)

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)

c. 規制基準

騒音規制法に基づき、仙台市が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

騒音規制法、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等及び特定・指定建設作業の規制基準は、表 6.2-40～表 6.2-43に示すとおりである。

対象事業計画地は第一種低層住居専用地域（図 6.2-3 用途地域図参照）に該当するため、表 6.2-40では第一種区域、表 6.2-42～表 6.2-43では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-40 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区	50 dB	45 dB	40 dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	55 dB	50 dB	45 dB
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 dB	55 dB	50 dB
第四種区域	工業地域	65 dB	60 dB	55 dB

※1：基準は敷地境界線上。

※2：第二種、第三種、第四種区域では、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 50m の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

※3：仙台市における第二種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、第一種区域の基準を適用するものとする。

※4：仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第二種区域の基準を適用する。

出典：「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 185 号，改正 平成 13 年 3 月 8 日 仙台市告示 238 号，改正 平成 27 年 6 月 22 日 仙台市告示 286 号）

出典：「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）

出典：「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号，最終改正：平成 20 年 2 月 15 日 宮城県規則第 3 号）

表 6.2-41 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-	4-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの
ロ	(2)	製管機械	
ハ	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
ニ	(4)	液圧プレス(矯正プレスを除く)	
ホ	(5)	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上のもの
ヘ	(6)	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
ト	(7)	鍛造機	
チ	(8)	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	(9)	ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)	
ヌ	(10)	タンブラー	
ル	(11)	切断機(といしを用いるものに限る)	
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
3	4-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
4	4-4	織機	
5-	4-5-	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のもの
ロ	(2)	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
7-	4-7-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	ドラムバーカー	
ロ	(2)	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
ハ	(3)	碎木機	
ニ	(4)	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
ホ	(5)	丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
ヘ	(6)	かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が 3.75kw 以上のもの
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kw 以上のもの
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15L 以上のもの
	4-15-	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	動力打綿機	
	(2)	動力混打綿機	
	(3)	紡糸機	
	4-16	コンクリート管、コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成形機	
	4-17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	ニューマチックハンマー	
	(2)	製てい機	
	(3)	製びょう機	
	(4)	打抜機	電動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
	(5)	研削機	電動機の定格出力が 1.5kw 以上のもの
	4-18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	切断機	
	(2)	せん孔機	
	(3)	研磨機	

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号、最終改正：平成 23 年 11 月 28 日 政令第 364 号)
「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号、最終改正：平成 20 年 2 月 15 日 宮城県規則第 3 号)

表 6.2-42 特定建設作業騒音に係る基準（騒音規制法）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけんを除く）、くい 抜機またはくい打くい抜機（圧入 式を除く）を使用する作業（くい 打機をアースオーガーと併用する 作業を除く）	85 dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午後 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業（作業地 点が連続的に移動する作業は 1 日 の作業に係る 2 地点間最大距離が 50m を超えない作業に限る）							
4. 空気圧縮機（原動機の定格出力が 15kw 以上を使用する作業）（さく 岩機の動力として使用する作業を 除く）							
5. コンクリートプラント（混練機の 混練容量が 0.45m ³ 以上）またはア スファルトプラント（混練機の混 練容量が 200kg 以上）を設けて行 う作業（モルタルを製造するため にコンクリートプラントを設けて 行う作業を除く）							
6. バックホウを使用する作業（原動 機の定格出力が 80kw 以上のもの に限る、国土交通省が定める低騒 音型建設機械を除く）							
7. トラクターショベルを使用する作 業（原動機の定格出力が 70kw 以上 のものに限る、国土交通省が定め る低騒音型建設機械を除く）							
8. ブルドーザーを使用する作業（原 動機の定格出力が 40kw 以上のも のに限る、国土交通省が定める低 騒音型建設機械を除く）							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定により指定する区域について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 186 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号，改正 平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示 16 号）

表 6.2-43 指定建設作業騒音に係る基準（仙台市公害防止条例）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80 dB 以下 (但し学校等の周囲 50 m の区域内にある場合には 75dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号）

出典：「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyuu/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

③ 振動

a. 要請限度

自動車振動に係る要請限度は、表 6.2-44に示すとおりである。

対象事業計画地は第一種低層住居専用地域（図 6.2-3 用途地域図参照）に該当するため、第一種区域に該当する。

表 6.2-44 道路交通振動の要請限度（振動規制法施行規則）

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		65 dB	60 dB
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70 dB	65 dB

※：基準は敷地境界線上。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日 仙台市告示第190号）

b. 規制基準

「振動規制法」は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定める等により、生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的としている。

振動規制法に基づき、仙台市が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を指定している。

「振動規制法」、「仙台市公害防止条例」に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準は、表 6.2-45～表 6.2-48に示すとおりである。

対象事業計画地は第一種低層住居専用地域（図 6.2-3 用途地域図参照）に該当するため、表 6.2-45では第一種区域、表 6.2-47～表 6.2-48では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-45 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		60 dB	55 dB
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65 dB	60 dB

※1：基準は敷地境界線上。

※2：学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

※3：仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第一種区域の基準を適用する。

※4：仙台市における市街化調整区域及び地域の指定のない地域は第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第188号、改正 平成27年6月22日 仙台市告示第287号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号、最終改正：平成20年2月15日 宮城県規則第3号）

表 6.2-46 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
振動規制法	県公害防止条例		
1-	5-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	液圧プレス（矯正プレスを除く）	
ロ	(2)	機械プレス	
ハ	(3)	せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの
ニ	(4)	鍛造機	
ホ	(5)	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
2	5-2	圧縮機（冷凍機に用いられるものは除く）	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4	5-4	織機（原動機を用いるものに限る）	
5-	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの
ロ	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの
6-	5-6-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	ドラムバーカー	
ロ	(2)	チップパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が30kw以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成形機	
10	5-10	鋳型製造機（ジョルト式のものに限る）	
	5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの
	(2)	製管機械	
	(3)	ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	電動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く）	出力が10kw以上のもの
	5-13	冷凍機（空調機を含む）	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号，最終改正：平成23年11月28日 政令第364号）
 「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号，最終改正：平成20年2月15日 宮城県規則第3号）

表 6.2-47 特定建設作業振動に係る基準（振動規制法）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）、くい打ちくい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業	75 dB 以下	午前 7時	午前 6時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		午後 5時	午後 9時				
3. 舗装版破砕機を使用する作業		午後 7時					
4. ブレーカーを使用する作業（手持式を除く）							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内の地域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外の地域。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により、市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

出典：「特定建設作業の届出案内」（平成27年8月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyoku/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

表 6.2-48 指定建設作業振動に係る基準（仙台市公害防止条例）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75 dB 以下 (但し学校等の周囲 50 m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7 時	午前 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業		午後 7 時	午後 9 時				

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内区域。

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号）

出典：「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyoutaisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

④ 低周波音

低周波音は環境基準や規制基準は定められていないが、環境省による参照値が定められている。環境省による参照値は、低周波音苦情を的確に対処するために物的苦情と心身に係る苦情に分けて示されている。

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表 6.2-49に示すとおりである。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 6.2-50に示すとおりである。

表 6.2-49 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

※：低周波音による物的苦情に関する参照値は、上表とする。
出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

表 6.2-50 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

※：低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、上表及びG 特性音圧レベル LG=92 (dB)とする。
出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

⑤ 悪臭

a. 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質（22 項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表 6.2-51、調査範囲の規制地域は図 6.2-17 に示すとおりである。

対象事業計画地は、規制区域に指定されている。

表 6.2-51 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

単位：ppm

No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度	No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度
1	アンモニア	1	12	イソバレルアルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.001
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

出典：悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準

(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

b. 宮城県公害防止条例

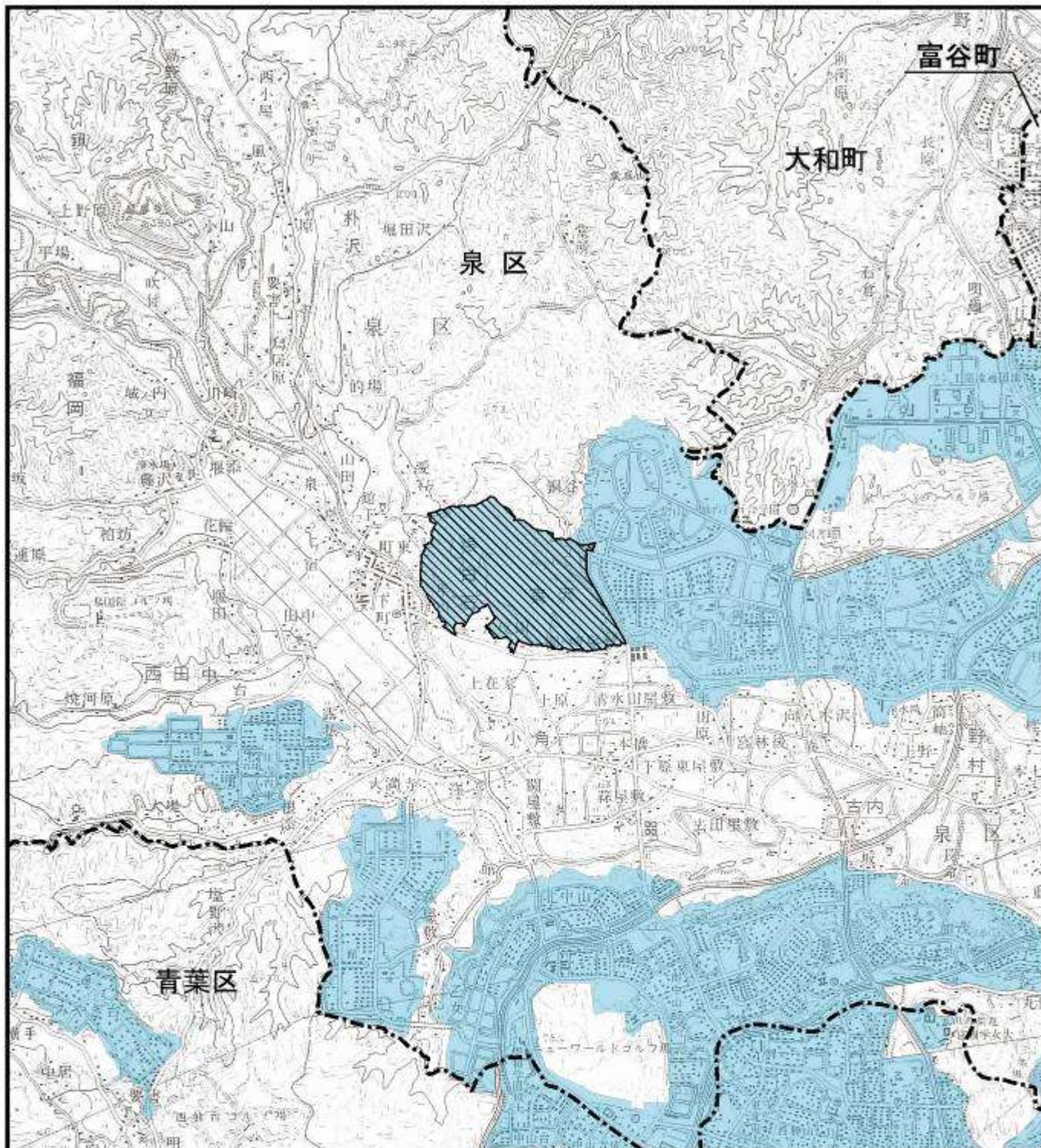
「宮城県公害防止条例」では、県内全域（悪臭防止法指定地域を除く）における特定施設を対象に、臭気指数による規制基準（敷地境界線臭気指数 15）が定められている。

c. 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」の規制対象外の農業・建設業・製造業・卸売業等の事業場については、「宮城県悪臭公害防止対策要綱」に基づき臭気強度により指導（敷地境界線で臭気強度 1.8）されている。

d. 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導（敷地境界線で臭気濃度 10）されている。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 悪臭防止法による規制地域（市街化区域）



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-17
悪臭防止法による
規制地域図

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」（平成8年3月1日 仙台市告示第109号）

⑥ 水質汚濁

a. 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は、表 6.2-52 及び表 6.2-53 に示すとおりである。

生活環境保全に係る環境基準と河川ごとにあてはめるべき水域及び類型は、表 6.2-54 及び表 6.2-56 に示すとおりである。

調査範囲では、七北田川水系が A 類型、鳴瀬川水系が B 類型に指定されている（図 6.2-18 参照）。

表 6.2-52 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと ^{※2}
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{※2}
PCB	検出されないこと ^{※2}
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」

（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号，最終改正：平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示 30 号）

表 6.2-53 要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」

(平成 21 年 11 月 30 日 環水大発第 091130004 号・環水大土発第 091130005 号)

表 6.2-54 生活環境保全に係る環境基準（河川）（1/2）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 質量	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級, 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級, 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級, 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

※1：基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

※2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

※3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2 生活環境の保全に関する環境基準」

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号，最終改正：平成25年3月27日 環境省告示30号）

表 6.2-55 生活環境保全に係る環境基準（河川）（2/2）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

※：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2 生活環境の保全に関する環境基準」

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号，最終改正：平成25年3月27日 環境省告示30号）

表 6.2-56 水域類型あてはめ

水系・水域	水域の範囲	類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関
七北田川	七北田川上流（七北田橋より上流（流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く。））	A	イ	S47.4.28	県
鳴瀬川	吉田川下流（魚板橋から下流（流入する支川を含む））	B	ロ	S48.5.29	〃

※：達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。

「イ」：直ちに達成

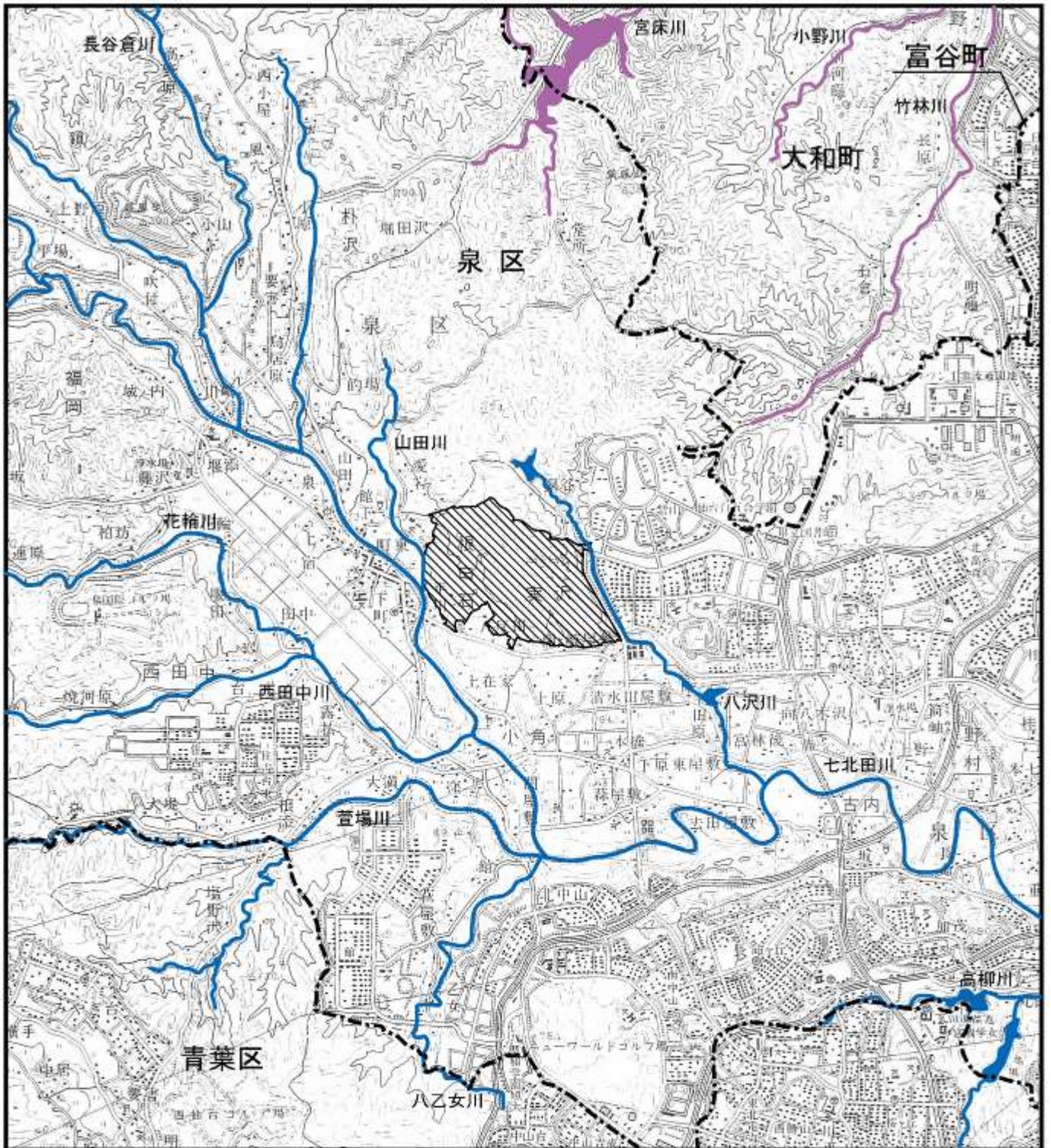
「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年をこえる期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「水質環境基準と類型あてはめ」（宮城県）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 環境基準の類型指定A(七北田川水系)
-  : 環境基準の類型指定B(鳴瀬川水系)

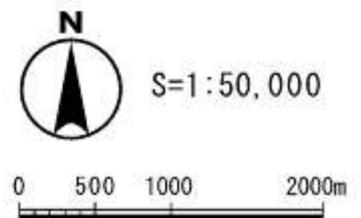


図 6.2-18
生活環境保全に係る
環境基準類型の設定状況

出典:「環境基準と水域類型あてはめ」
<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/mizu/ki jun&ruikei18.htm>

b. 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されている。その排水基準は、表 6.2-57及び表 6.2-58に示すとおりである。

表 6.2-57 水質汚濁防止法等に基づく排水基準 (1/2)

区分	項目	一律排水基準 (法指定)	地下水の浄化基準
水質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.003 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L	検出されないこと
	有機燐化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.05 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.02 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L	0.002 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.004 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.1 mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン の合計量 0.04 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.006 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.002 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L	0.006 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L	0.003 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.02 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L	1 mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L	0.8 mg/L
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/L
塩化ビニルモノマー	—	0.002 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.05 mg/L	

※:「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典:「排水基準を定める省令」

(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号, 最終改正:平成 28 年 6 月 16 日 環境省令第 15 号)

「水質汚濁防止法施行規則」

(昭和 46 年 6 月 19 日 総理府・通商産業省令第 2 号, 最終改正:平成 27 年 9 月 18 日 環境省令第 33 号)

表 6.2-58 水質汚濁防止法等に基づく排水基準 (2/2)

項目 [単位]	区分	水質汚濁防止法			宮城県 公害 防止 条例	仙台市 公害 防止 条例
		一般 排水基準	特別排水基準 ^{※1※5}			
			下水道 整備区域	その他 の区域		
適用される工場または事業場における 1日当りの平均的な排出水の量		50m ³ 以上	25m ³ 日以上		50m ³ 以上 (25m ³ 以上 ^{※4})	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	海域に排出する場合	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) [ppm] ※海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場 合に適用		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量 (COD) [ppm] ※海域・湖沼に排出する場合に適用		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類 [ppm]	5	5	5	5	5
	動植物油脂類 [ppm]	30	30	30	30	30
フェノール類含有量 [ppm]		5	5	5	5	5
銅含有量 [ppm]		3	3	3	3	3
亜鉛含有量 [ppm]		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量 [ppm]		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量 [ppm]		10	10	10	10	10
クロム含有量 [ppm]		2	2	2	2	2
弗素含有量 [ppm]		—	—	—	—	15
大腸菌群数 [個/1cm ³]		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量 ^{※2} [ppm]		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
燐含有量 ^{※2} [ppm]		16(8)	16(8)	16(8)	16(8) ^{※3}	—

※1：仙台市内水域のうち、広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川うどう溜池から七北田川との合流点までの範囲に排出する特定事業場（畜産農業又はそのサービス業に係るもの、共同調理場及び水処理施設を除いたもの）に適用される。

※2：丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※3：宮床ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※4：宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。

※5：畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

※6：()の数値は日間平均値。日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

出典：「排水基準を定める省令」

(昭和46年6月21日 総理府令第35号、最終改正：平成27年9月18日 環境省令第33号)

「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年05月30日 環境庁告示27号、改定：平成12年12月14日 環境庁告示78号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号、最終改正：平成20年2月15日 宮城県規則第3号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には「宮城県流域下水道管理要綱」により、表 6.2-59に示す排除基準（排出水の水質基準）が定められている。

表 6.2-59 下水排除基準

項目	基準値	
水温	45 (40) °C未満	
水素イオン濃度 (pH) ※1	5.0 を超え 9.0 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	
生物化学的酸素要求量 (BOD) ※1	600 (300) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS) ※1	600 (300) mg/L 未満	
ヨウ素消費量※1	220 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類※1	30 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンブ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10 【230】 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8 【15】 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg/L 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	
窒素含有量	240 mg/L 未満	
磷含有量	32 mg/L 未満	

※1：この項目については、1日当たりの平均的な排出水量が50 m³未満の事業場については対象としない。

※2：() 内の数値は、製造業またはガス供給業の用に供する施設に適用する基準値である。

※3：【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「流域下水道管理要綱」（昭和57年1月1日 宮城県，最終改訂：平成28年3月22日）

c. 農業用水基準

「農業（水稲）用水基準」は農林水産省が昭和44年春から約1ヶ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和45年3月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

農業（水稲）用水基準は、表 6.2-60に示すとおりである。

表 6.2-60 農業（水稲）用水基準

項目		基準値
pH（水素イオン濃度）		6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）		6 mg/L 以下
SS（浮遊物質）		100 mg/L 以下
DO（溶存酸素）		5 mg/L 以上
T-N（全窒素濃度）		1 mg/L 以下
電気伝導度（塩類濃度）		0.3 mS/cm 以下
重金属	As（ヒ素）	0.05 mg/L 以下
	Zn（亜鉛）	0.5 mg/L 以下
	Cu（銅）	0.02 mg/L 以下

出典：「平成26年版 宮城県環境白書」（平成26年12月 宮城県環境生活部環境政策課）

⑦ 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として28項目について設定されている。この他、クロロホルム等有機化学物質、農薬等24項目が「要監視項目」とされ、地下水における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準及び要監視項目の指針値は、表 6.2-61及び表 6.2-62に示すとおりである。

表 6.2-61 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値※1
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと※2
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと※2
P C B	検出されないこと※2
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年3月13日 環境省告示第10号, 改正 平成26年11月17日 環境省告示127号)

表 6.2-62 地下水の要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」
(平成 21 年 11 月 30 日 環水大発第 091130004 号・環水大土発第 091130005 号)

⑧ 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っている。

対象事業計画地は地下採取規制地域には指定されていない。

⑨ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 6.2-63 に示すとおりである。

表 6.2-63 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
フッ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ホウ素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

※1：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

※2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、フッ素及びホウ素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

※3：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境省告示第 46 号，最終改正：平成 26 年 3 月 20 日 環水大土発第 1403204 号）

⑩ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 6.2-64に示すとおりである。

表 6.2-64 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

※1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

※2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※3：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

⑪ アスベスト

主に建材製品として使用されてきたアスベストによる健康障害の防止のため、表 6.2-65に示す「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について規定が定められている。

表 6.2-65 アスベストに関する主な法規制等

法規制	最終改正	趣旨・内容
大気汚染防止法	平成 27 年 6 月 19 日 法律第 41 号	特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体、改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して、作業基準が定められている。 （前述の「①大気汚染 b 大気汚染防止法」を参照）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成 27 年 7 月 17 日 法律第 58 号	特別管理産業廃棄物である廃石綿等（飛散性アスベスト）及び産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）については、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理としては融解や無害化处理等に限定されること等が定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 26 年 6 月 4 日 法律第 55 号	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（建設リサイクル法基本方針）」では、分別解体等の過程における有害物質等の発生の抑制のため、アスベストについて飛散を起こさないような措置を講ずる必要があるとされている。
石綿障害予防規則	平成 26 年 11 月 28 日 厚生労働省令第 131 号	アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業におけるアスベストの暴露防止対策の観点から、労働安全衛生法に基づく規則として制定されている。

⑫ 日照阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく宮城県内（仙台市含む）の目影規制は、表 6.2-66に示すとおりである。

対象事業計画地は第一種低層住居専用地域（図 6.2-3 用途地域図参照）に該当するため、日影規制の対象となる。

表 6.2-66 仙台市の日影規制

対象地域※1	建築基準法 別表第4(に) 欄の項	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間※2	
				10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7m超 または3階以上	1.5 m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	高さ 10 m 超	4.0 m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	高さ 10 m 超	4.0 m	5 時間	3 時間

※1：工業地域，工業専用地域，商業地域，市街化調整区域は規制がありません。

※2：「日影時間」欄に示す「10m 以内」「10m 超」は，敷地境界線からの水平距離を示す。

出典：「建築基準法」（平成 20 年 5 月 23 日 法律第 40 号，最終改正：平成 28 年 6 月 7 日 法律第 72 号）

出典：「仙台市の日影規制（参考）」

(http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/keikaku/_icsFiles/afieldfile/2011/01/04/hikage.pdf)

ウ 災害防止に係る指定地域等の状況

① 急傾斜地崩壊危険区域，砂防指定地，地すべり防止区域

調査範囲の指定区域は，表 6.2-67及び図 6.2-19に示すとおりである。

対象事業計画地には，「砂防法」，「地すべり等防止法」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定区域は存在しない。

表 6.2-67 災害防止に係る指定地域等 (1/5)

【砂防指定地】				
No.	溪流名	指定年月日	告示番号	備考
1	七北田川	S42.6.12	建設省告示 第 1757 号	
2	丸田沢	S42.11.30	建設省告示 第 3931 号	
3	清川	S48.3.2	建設省告示 第 394 号	
4	大堤沢	S57.3.13	建設省告示 第 408 号	
5	元石沢	S62.3.16	建設省告示 第 649 号	

出典：「土砂災害危険箇所公表システム」(平成 26 年 1 月 宮城県)

<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

「急傾斜地崩壊危険箇所調査」(平成 17 年 3 月 宮城県)

② 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊，土石流，地すべり)

調査範囲の指定区域は，表 6.2-68及び図 6.2-19に示すとおりである。

対象事業計画地には，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊，土石流，地すべり) は存在しない。

表 6.2-68 災害防止に係る指定地域等 (2/5)

【土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)】					
No.	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
6	1-自-0343	泉ヶ丘の 1	仙台市泉区七北田字大沢	H19.9.7	第 874 号
7	1-自-0344	泉ヶ丘の 2	仙台市泉区七北田字大沢明通	H24.9.7	第 678 号
8	1-自-0345	西田中	仙台市泉区西田中字山崎，根岸，根岸南	H24.9.7	第 678 号
9	1-自-0346	古内	仙台市泉区长命ヶ丘一丁目	H19.9.7	第 874 号
10	1-自-1338	平場	仙台市泉区福岡字平場	H24.9.7	第 678 号
11	1-自-1341	台	仙台市泉区西田中字朴ノ木山	H24.9.7	第 678 号
【土砂災害警戒区域 (土石流)】					
No.	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
12	1-05-001	西沢	仙台市泉区西田中字朴ノ木山	H24.9.7	第 678 号
13	1-05-002	朴ノ木沢	仙台市泉区西田中字朴ノ木山，朴ノ木，西沢東，台	H24.9.7	第 678 号

出典：「土砂災害警戒区域等指定箇所」(平成 26 年 2 月 7 日現在 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html>

③ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流，地すべり危険箇所，急傾斜地崩壊危険箇所）

調査範囲の指定区域は，表 6.2-69～表 6.2-71及び図 6.2-19に示すとおりである。

対象事業計画地には宮城県防災砂防課により公表されている土砂災害危険箇所のうち，急傾斜地崩壊危険箇所 2 箇所，土石流危険渓流 2 箇所が存在している。

表 6.2-69 災害防止に係る指定地域等（3/5）

【急傾斜地崩壊危険箇所】				
No.	箇所番号	箇所名	所在地	備考
14	I-330	小山	仙台市泉区根白石字小山	自然斜面
15	I-331	柏坊	仙台市泉区福岡字欠の上	自然斜面
16	I-445	上谷刈赤坂	仙台市泉区上谷刈字赤坂	人工斜面
17	I-272	北中山	仙台市泉区北中山 4 丁目	人工斜面
18	I-273	館	仙台市泉区館 1 丁目	人工斜面
19	I-449	加茂 3 丁目	仙台市泉区加茂 3 丁目	人工斜面
20	I-467	寺岡 2 丁目	仙台市泉区寺岡 2 丁目	人工斜面
21	I-477	前沢	黒川郡大和町小野字前沢	人工斜面
22	II-25	細櫛向芦沢	仙台市泉区実沢字細櫛向芦沢	人工斜面
23	II-595	加茂 2 丁目の 1	仙台市泉区加茂 2 丁目	自然斜面
24	II-596	加茂 2 丁目の 2	仙台市泉区加茂 2 丁目	自然斜面
25	II-605	大沢日焼	仙台市泉区七北田字大沢日焼	自然斜面
26	II-606	堂所屋敷	仙台市泉区根白石字堂所屋敷	自然斜面
27	II-607	杉下	仙台市泉区小角字杉下	自然斜面
28	II-608	杭城山	仙台市泉区西田中字杭城山	自然斜面
29	II-609	朴ノ木	仙台市泉区西田中字朴ノ木	自然斜面
30	II-610	堰田	仙台市泉区西田中字堰田	自然斜面
31	II-611	福岡台	仙台市泉区福岡字台	自然斜面
32	II-612	上屋敷	仙台市泉区福岡字上屋敷	自然斜面
33	II-615	北鎖	仙台市泉区福岡字北鎖	自然斜面
34	II-616	瀬木沢	仙台市泉区朴沢字瀬木沢	自然斜面
35	II-617	芳ノ沢	仙台市泉区朴沢字芳ノ沢	自然斜面
36	II-618	草井原	仙台市泉区朴沢字草井原	自然斜面
37	II-782	砂生田の 2	黒川郡大和町小野字砂生田	自然斜面
38	II-783	白久保の 1	黒川郡大和町小野字白久保	自然斜面
39	II-784	白久保の 2	黒川郡大和町小野字白久保	自然斜面
40	II-785	芳ノ沢の 1	黒川郡大和町小野字芳ノ沢	自然斜面
41	II-786	芳ノ沢の 2	黒川郡大和町小野字芳ノ沢	自然斜面
42	II-787	芳ノ沢の 3	黒川郡大和町小野字芳ノ沢	自然斜面
43	II-788	後藤	黒川郡大和町小野字後藤	自然斜面
44	II-789	山岸	黒川郡大和町小野字山岸	自然斜面
45	II-790	松沢	黒川郡大和町小野字松沢	自然斜面

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成 26 年 1 月 宮城県）

<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

「急傾斜地崩壊危険箇所調査」（平成 17 年 3 月 宮城県）

表 6.2-70 災害防止に係る指定地域等 (4/5)

【急傾斜地崩壊危険箇所 (急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面)】				
No.	箇所番号	箇所名	所在地	備考
46	Ⅲ-155	平場	仙台市泉区福岡字平場	自然斜面
47	Ⅲ-156	細野	仙台市泉区福岡字細野	自然斜面
48	Ⅲ-157	新小山	仙台市泉区福岡字新小山	自然斜面
49	Ⅲ-158	壇ノ原	仙台市泉区福岡字壇ノ原	自然斜面
50	Ⅲ-159	杭城山	仙台市泉区西田中字杭城山	自然斜面
51	Ⅲ-160	朴ノ木山	仙台市泉区西田中字朴ノ木山	自然斜面
52	Ⅲ-161	花輪山	仙台市泉区根白石字花輪山	自然斜面
53	Ⅲ-162	青笹山	仙台市泉区根白石字青笹山	自然斜面
54	Ⅲ-163	銅谷堤下	仙台市泉区根白石字銅谷堤下	自然斜面
55	Ⅲ-164	針生山	仙台市泉区根白石字針生山	自然斜面
56	Ⅲ-165	壇ノ原	仙台市泉区朴沢字壇ノ原	自然斜面
57	Ⅲ-166	沢ノ口	仙台市泉区朴沢字沢ノ口	自然斜面
58	Ⅲ-167	草井原	仙台市泉区朴沢字草井原	自然斜面
59	Ⅲ-168	岩下	仙台市泉区朴沢字岩下	自然斜面
60	Ⅲ-169	堀田沢の1	仙台市泉区朴沢字堀田沢	自然斜面
61	Ⅲ-170	堀田沢の2	仙台市泉区朴沢字堀田沢	自然斜面
62	Ⅲ-171	鷹鳥屋	仙台市泉区朴沢字鷹鳥屋	自然斜面
63	Ⅲ-172	坂下	仙台市泉区朴沢字坂下	自然斜面
64	Ⅲ-173	大満寺	仙台市泉区小角字大満寺	自然斜面
65	Ⅲ-174	館	仙台市泉区館4丁目	自然斜面
66	Ⅲ-175	北中山	仙台市泉区北中山1丁目	自然斜面
67	Ⅲ-176	戸平	仙台市泉区実沢字戸平	自然斜面
68	Ⅲ-254	白久保	大和町小野字白久保	自然斜面
69	Ⅲ-255	芳ノ沢	大和町小野字芳ノ沢	自然斜面
70	Ⅲ-256	長原	大和町小野字長原	自然斜面
71	Ⅲ-257	山岸の1	大和町小野字山岸	自然斜面
72	Ⅲ-258	山岸の2	大和町小野字山岸	自然斜面

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」(平成26年1月 宮城県)

<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

「急傾斜地崩壊危険箇所調査」(平成17年3月 宮城県)

※：表内の網掛けされた箇所は、対象事業計画地内に存在する箇所を示す。

表 6.2-71 災害防止に係る指定地域等 (5/5)

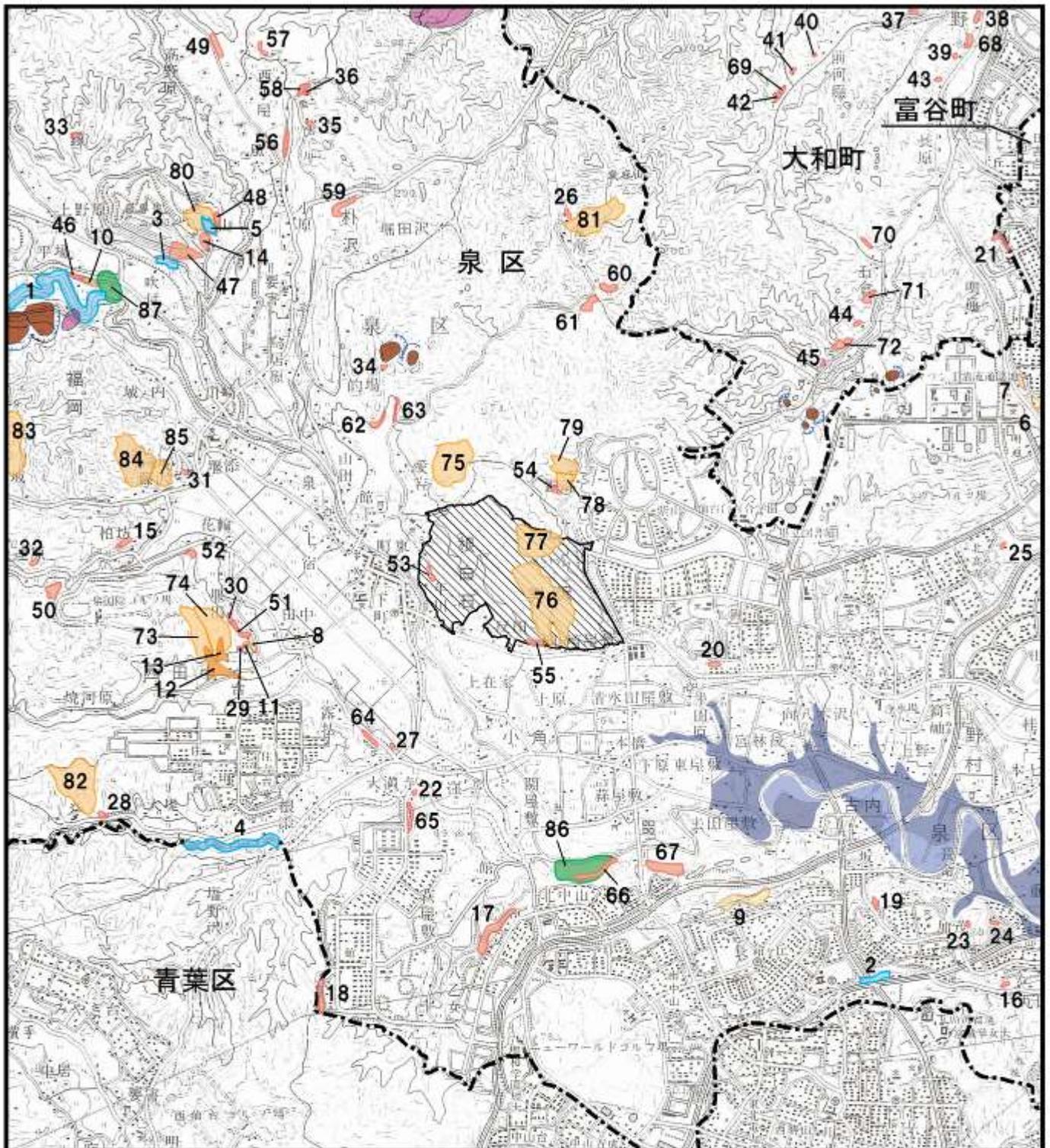
【土石流危険渓流】				
No.	箇所番号	箇所名	所在地	備考
73	1-5-1	西沢	仙台市泉区西田中字朴ノ木山	
74	1-5-2	朴ノ木沢	仙台市泉区西田中朴ノ木山, 朴ノ木, 西沢東, 台	
75	1-5-5	愛宕下中沢	仙台市泉区根白石	
76	1-5-6	惣膳原沢	仙台市泉区小角	
77	1-5-7	銅谷屋敷沢	仙台市泉区根白石	
78	1-5-8	荒砥沢 1	仙台市泉区根白石	
79	1-5-9	荒砥沢 2	仙台市泉区根白石	
80	1-5-12	元石沢	仙台市泉区福岡小山	
81	1-5-13	堂所屋敷沢	仙台市泉区根白石	
82	1-5-14	杭城山沢	仙台市泉区西田中	
83	1-5-18	北長坂沢千	仙台市泉区福岡	
84	1-5-19	芳ノ沢	仙台市泉区福岡	
85	1-5-20	台沢	仙台市泉区福岡台	
【地すべり危険箇所】				
No.	箇所番号	箇所名	所在地	備考
86	60	早坂下	仙台市泉区実沢	
87	68	吹付	仙台市泉区吹付	

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」(平成 26 年 1 月 宮城県)

<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

「急傾斜地崩壊危険箇所調査」(平成 17 年 3 月 宮城県)

※：表内の網掛けされた箇所は、対象事業計画地内に存在する箇所を示す。



凡例

- | | | | |
|---|---------------------------|---|--------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 市区町境界線 |
|  | : 砂防指定地(1~5) |  | : 砂を主とする地盤 |
|  | : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)(6~11) |  | : 粘土を主とする地盤 |
|  | : 土砂災害警戒区域(土石流)(12~13) |  | : 斜面移動体 |
|  | : 急傾斜地崩壊危険箇所(14~72) |  | : 不安定域・移動域と推定される範囲 |
|  | : 土石流危険渓流(73~85) |  | : 滑落崖 |
|  | : 地すべり危険箇所(86~87) | | |



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

※ () は图中番号 ※土砂災害危険箇所等の各名称については、表 6.2-67~表 6.2-71を参照
 出典: 1.「土砂災害危険箇所公表システム」(平成26年1月 宮城県)
 2.「急傾斜地崩壊危険箇所調査」(平成17年3月 宮城県)
 3.「表層地盤区分図」(昭和59年 宮城県)
 4.「地すべり地形分布図データベース」(防災科学技術研究所)

図 6.2-19

防災関連指定区域図

エ 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

本条例では、景観形成を総合的かつ計画的に進めていくため、仙台市の景観形成の基本的方向を明らかにした「景観基本計画」を平成9年4月に策定している。また、道路、公園など公共的な施設について、景観に配慮した整備、緑化推進、緑地の保全などの関連施策を推進するとしている。

平成21年3月には、景観施策の充実と良好な景観の形成を図るため、平成16年に制定された景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定した。

この計画では、「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」を基本テーマに掲げ、以下のような基本方針を打ち出している。

- 緑に囲まれた美しい「都市の眺望風景の保全」
- 集約型都市構造に適うメリハリのある「良好な市街地景観の形成」
- 暮らしやすさが実感できる「心地良い生活環境の育成」
- 個性と伝統を受け継ぐ「風情ある街並み景観の醸成」
- 仙台の顔にふさわしい「風格ある中心市街地の景観の創生」

また、市全域を「自然景観」と「市街地景観」に大別される8つのゾーンに分け、ゾーン毎の特性に応じて良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。対象事業計画地は市街地景観の「郊外住宅地ゾーン」に当たり、周囲を自然景観の「山並み緑地ゾーン」、「河川・海岸地ゾーン」、「田園地ゾーン」に囲まれている。ゾーン毎の景観形成の方針は、表 6.2-72に示すとおりである。

なお、市全域は景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけられており、景観計画区域内の建築物及び工作物に対する取り組みとして「届出の対象となる行為等」及び良好な景観形成のための「行為の制限」が定められている。対象事業計画地は「市街地景観ゾーン」に当たるため、届出の対象となる行為等及び行為の制限は表 6.2-73及び表 6.2-74に示すとおりである。

表 6.2-72 ゾーン毎の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る

表 6.2-73 届出の対象となる行為等

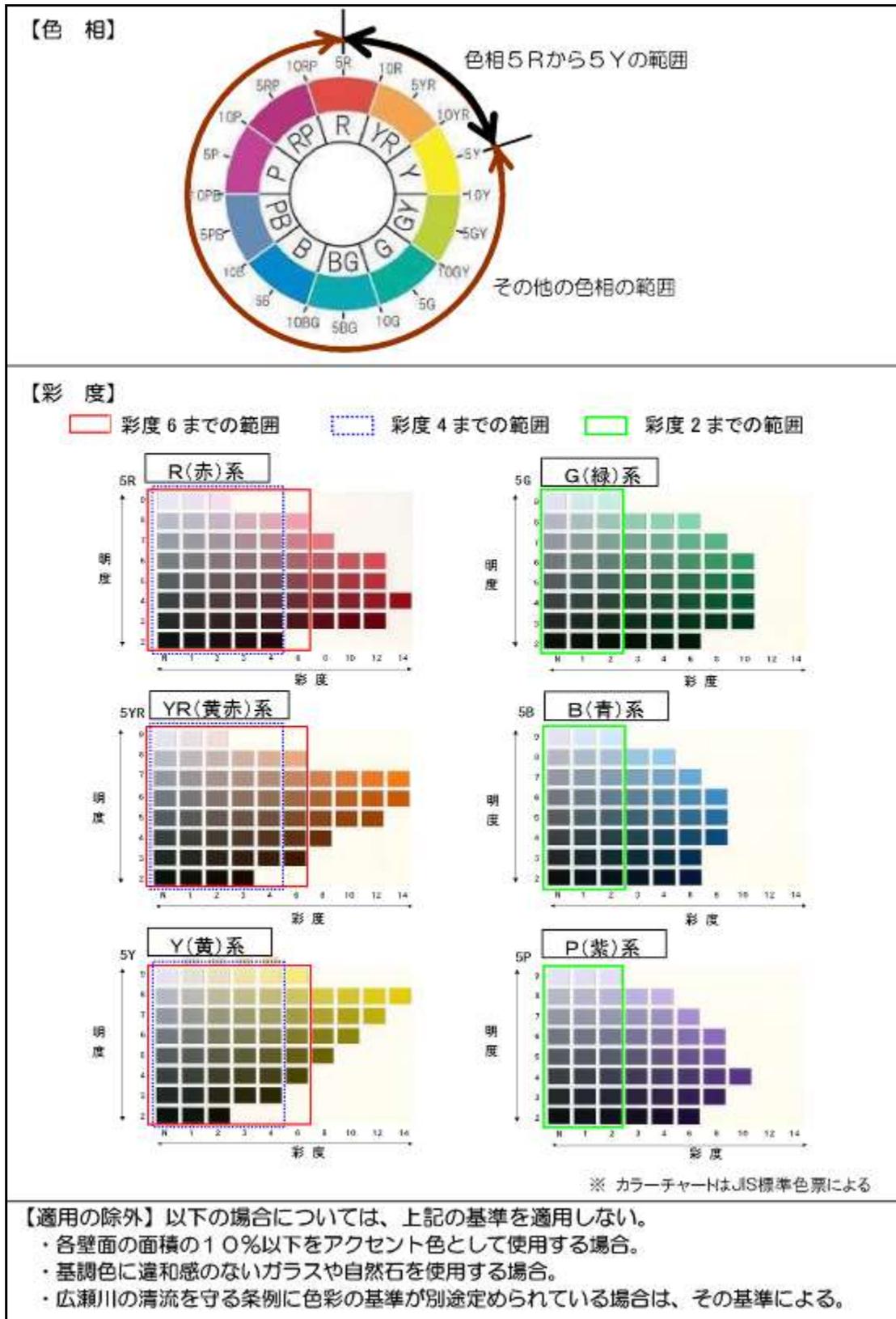
届出対象行為	
建築物	新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	
建築物	高さが 20m を超えるもの
	延べ面積が 3,000 m ² を超えるもの
工作物	高さが 30m を超えるもの
	延長が 50m を超える橋りょう，高架道路，アーケード等
	高さが 6m を超え，かつ延長が 50m を超える擁壁 (道路に沿って築造されるもの)
建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが 30m を超えるもの
【届出対象となる建築物・工作物の高さの取扱い】	
<p>The diagram illustrates three scenarios for height measurement:</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物 (Building): A simple rectangular structure with a height of 20m. A vertical double-headed arrow labeled '高さ' (height) is shown next to it, with a horizontal dashed line indicating the 20m mark. 工作物 (Structure): A lattice tower structure with a height of 30m. A vertical double-headed arrow labeled '高さ' is shown next to it, with a horizontal dashed line indicating the 30m mark. 建築物の屋上に工作物がある場合 (Case where a structure is on a building roof): A lattice tower structure is placed on top of a rectangular building. A vertical double-headed arrow labeled '高さ' is shown next to it, with a horizontal dashed line indicating the 30m mark from the ground level to the top of the tower. 	

※：軽易な行為等に該当する場合は，届出不要とする。

表 6.2-74 市街地景観のゾーンにおける行為の制限

対象項目		市街地景観のゾーン							
		商業業務地ゾーン，沿線市街地ゾーン，郊外住宅地ゾーン 流通業務地ゾーン，行楽地ゾーン							
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根，壁面は，眺望に配慮し，街並みと違和感のない形態，意匠とする。 ・通りに面しては，街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。 ・低層部は，通りの安らぎ，快適さ，楽しさを創出する形態・意匠とする。 ・建物配置は，通りの見通しに配慮し，遮蔽感を与えない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は，街並みの風景と違和感のないものとする。 ・屋上設備，屋外設備は，建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽感を工夫する。 ・外部の照明設備は，街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。 ・敷地内道路は，ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。 							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し，背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し，街並みの連続性に違和感のない高さとする。 							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し，周辺の街並みと調和する色彩とする。 ・外壁は低彩度の色彩を基調色とし，活気を創出する場所では，アクセント色を工夫する。 ・彩度はマンセル値によるものとし，色相に応じて以下のものを基調とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：色相，彩度の範囲は，表 6.2-75に示す。</p>		色相	彩度	5R～5Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下
	色相	彩度							
5R～5Y の場合	6 以下								
その他の場合	2 以下								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性に配慮し，街路樹や生垣等による緑化を工夫する。 ・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。 								
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう，擁壁等の構造物は，周辺環境や遠景，中景，近景に配慮した，質の高いデザインと修景とする。 							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し，背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し，街並みの連続性に違和感のない高さとする。 							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し，周辺の街並みと調和する色彩とする。 							

表 6.2-75 マンセル値による色彩の基準



(2) 行政計画・方針等

ア 仙台市総合計画

仙台市総合計画の”基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示してある。”基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

”基本構想”を実現するための”基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表6.2-76に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 6.2-76 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	<p>「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	<p>「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	<p>「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	<p>「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 6.2-77に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」（3分野 30 基本的施策）、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」（3分野 23 基本的施策）ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 6.2-77 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす		潤いの都・活力の都の実現をめざす	
1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	<p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	<p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成
2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	<p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保 	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	<p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築
3. 共に生き自立できる社会づくり	<p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり ・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	<p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・中心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

イ 仙台市都市計画マスタープラン

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた 21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせて平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は表 6.2-78 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 6.2-79 及び図 6.2-20 に示す土地利用の基本方針では、対象事業計画地が該当する「市街地ゾーン・郊外区域」の基本方針として、「豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する」、また、「市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図るとされている。特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。」こととされている。

また、表 6.2-80 に示す都市づくりの基本的な方向においては、郊外区域の地域再生が掲げられており、1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善、2) 生活に必要な地域交通の確保、3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化、を図ることとされている。

表 6.2-78 都市づくりの目標像

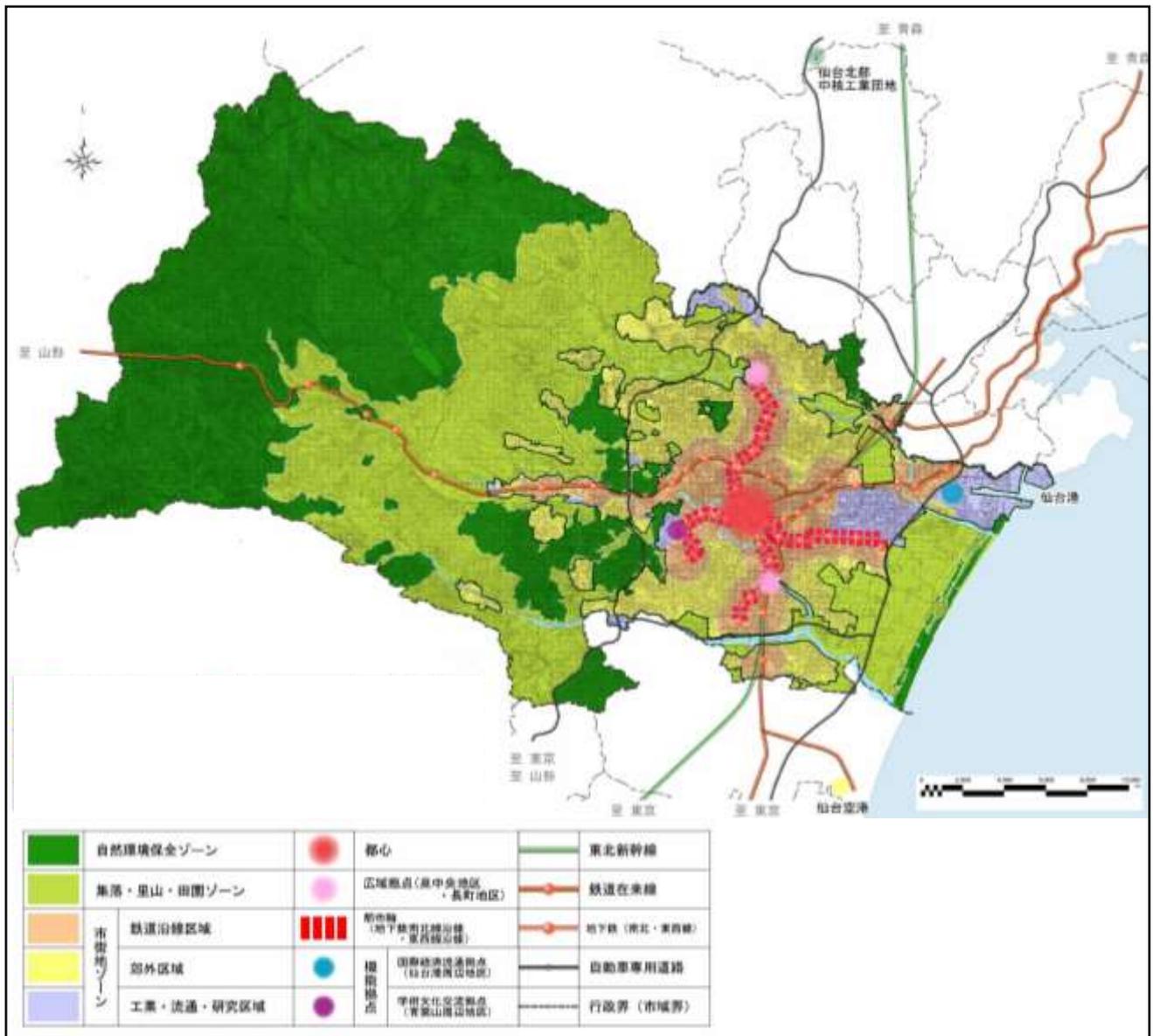
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを楽しむ魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

表 6.2-79 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山，河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため，法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに，魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し，持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため，市街地の拡大は抑制することを基本とし，土地利用と交通施策の一体的推進と，暮らしに関連する施策の連携により，都心，拠点，都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し，さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって，「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり，本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう，自然環境を保全するとともに，被災した東部地域の自然環境を再生する。
集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら，農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。</p> <p>土地利用の転換は，公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。</p> <p>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり，保全に努めるとともに，森林などの持続的な利活用，環境と調和した農林業の振興などを推進する。</p> <p>田園地域は，水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに，被災した東部地域においては，生産基盤の強化などによる農地の再生と，被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。</p>
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては，「鉄道沿線区域」，「工業・流通・研究区域」，「郊外区域」の3つに区分し，それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。
鉄道沿線区域	<p>豊富な都市環境や歴史的・文化的資産，風格のある都市景観などを活かし，環境負荷にも配慮しながら，魅力的で活力のある市街地空間を形成する。</p> <p>鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに，居住機能の一層の集積を図る。</p>
工業・流通・研究区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに，居住機能を一層集積する。</p> <p>また，被災した方の安全な住まいの確保に向けて，鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>
郊外区域	<p>市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や，生活に必要な地域交通の確保など，良好な生活環境の形成を図る。</p> <p>特に，地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については，土地利用，住宅，交通，福祉など様々な分野の連携を図りながら，市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。</p> <p>また，丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。</p>
都心，拠点，都市軸形成の方針	
都心	<p>東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し，商業・業務機能，国際交流機能，文化・芸術機能，居住機能など多様な機能と，利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう，都心機能を強化・拡充する。</p> <p>また，都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら，東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。</p>
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら，広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し，都市圏の活動を支え，生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」，青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し，都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	<p>東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を，十文字型の「都市軸」と位置づけ，駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。</p> <p>また，被災した方の安全な住まいの確保に向けて，「都市軸」への移転を推進する。</p>
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては，西部の学術研究機能と，中心部の商業・業務機能，東部の産業機能など，多様な都市機能の集積と連携を図り，本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては，都心や広域拠点との連携を強化しながら，地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

図 6.2-20 ゾーンの区分と拠点の配置

表 6.2-80 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化	4) 緑あふれ風格のある都心空間の創出 5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積	
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進	
	4. 良好な市街地の形成	1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築	
	5. 郊外区域の地域再生	1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域交通の確保	3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養 4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生	
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の強化 3) 鉄道と連携したバス路線網への再編	4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築 6) 広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入	3) 交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2) 自転車利用の推進	3) 公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築 5) 多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保	
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進	3) 自然の働きを活かした都市空間の形成 4) エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	
方針	12. 緑豊かで潤いのある都市空間の形成	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進	3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成	3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1) 地域特性に応じたきめ細やかな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化	3) 地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進	3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

ウ 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

「仙台市環境基本条例」（平成 8 年 3 月 仙台市条例第 3 号）に基づき定められた「杜の都環境プラン」では、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めている。

現計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間としており、概ね 21 世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像（環境都市像）と、環境都市像を具現化するため 4 つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。

なお、同プランは計画期間が 10 年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成 27 年度に中間評価が実施され、平成 28 年 3 月に計画の一部が改定されている。表 6.2-81 に環境都市像を示す。

表 6.2-81 環境都市像

環境都市像	
<p>「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台</p> <p>— 杜の恵みを未来につなぎ、「^わ環」「^わ輪」「^わ和」の暮らしを楽しむまちへ—</p>	
分野別の環境都市像	
	<p>「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 地下鉄の整備やバス路線網の再編などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など
	<p>「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。 市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。 森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 すがすがしい空気、心安らぐ鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じることができる。 歴史的・文化的な環境を大切にす価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など

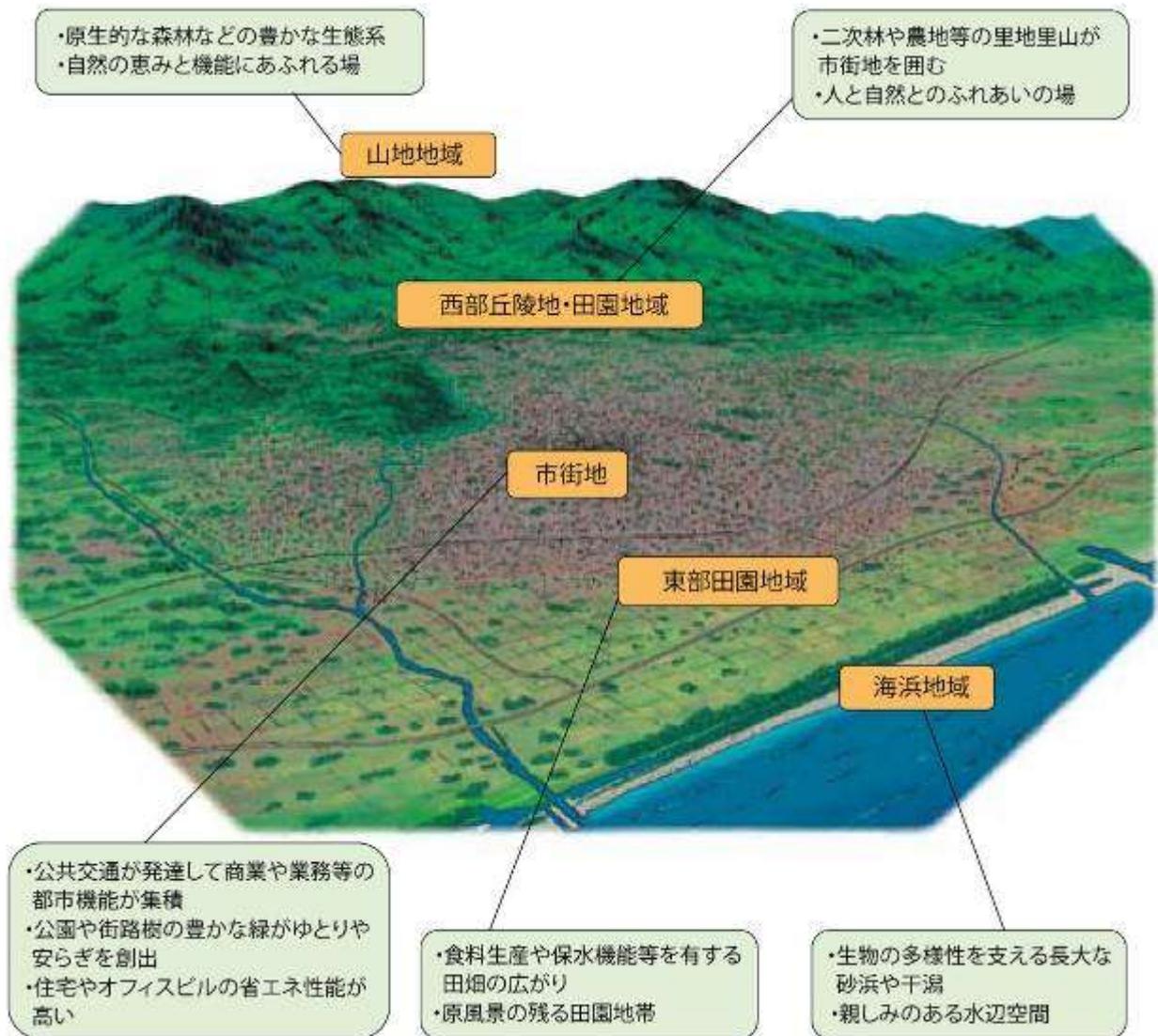
出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

「杜の都環境プラン」では、表 6.2-82及び図 6.2-21に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。対象事業計画地は郊外部（西部丘陵地・田園地域）に該当する。

表 6.2-82 都市の将来イメージ

<p>都市全体の将来イメージ</p> <p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
<p>地区別の将来イメージ</p> <p>市街地の姿</p> <p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p> <p>郊外部の姿</p> <p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> <p>市街地と郊外部のつながり</p> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成28年3月 仙台市）



出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

図 6.2-21 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 6.2-83に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」等について、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 6.2-83 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における温室効果ガス排出量を平成 22 年度(2010 年度)比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの量を 305,000 t 以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

対象事業計画地が位置する西部丘陵地・田園地域の指針は、表 6.2-84に示すとおりである。

表 6.2-84 土地利用における環境配慮の指針

西部丘陵地・田園地域	<p>基本的考え方</p> <p>本地域は、山地地域と市街地地域の間位置し、集落とそれを取り巻く二次林やそれらと混在する農地などからなる、里地里山と呼ばれる地域であり、人が自然との関わりを持つことで自然環境が保全・維持されてきました。丘陵地は、生態系の多様さや二酸化炭素の吸収・固定※機能、持続的な資源・エネルギーの供給などのさまざまな機能を有する地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。また、森林等の資源の持続的な利用によって、この地域の持つ機能を維持・向上できるようにしていくことが重要です。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 森林の二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、非常に優れた環境保全機能を有することから、保全に努める。 (2) 森林等の資源の持続的な利用や環境と調和した農林業の振興など、適切な維持管理と適度な資源の活用を推進する。 (3) 山地地域と市街地地域のバッファゾーン（緩衝帯）として、本市の生物多様性の連続性を支える重要地域であることから、その保全に努め、開発事業等を行う場合でも改変面積を最小化するとともに、損なわれた環境については代償措置を実施する。 (4) 希少な生物の生息・生育地や、特に市民に親しまれている植物群生地などについては、原則として保全を図る。 (5) 生態系の連続性を分断しないよう、野生生物の移動空間（緑の回廊）の確保や、人または自動車との交錯を回避するための移動経路の確保などに努める。 (6) 食料供給源となる広葉樹の植樹や、多様な生物が生息・生育できる空間の創造、適正に管理された里地里山で見られる植物の保全などに努める。 (7) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有するほか、身近な生物の生息環境の確保に貢献していることから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 (8) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 (9) 環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 (10) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 (11) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、里地里山に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 (12) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 (13) 生態系を保全する活動の担い手としての市民やNPO等の積極的な参加、自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成28年3月 仙台市）

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 6.2-85に示すように企画段階、計画段階、実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 6.2-85 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

エ 仙台市みどりの基本計画

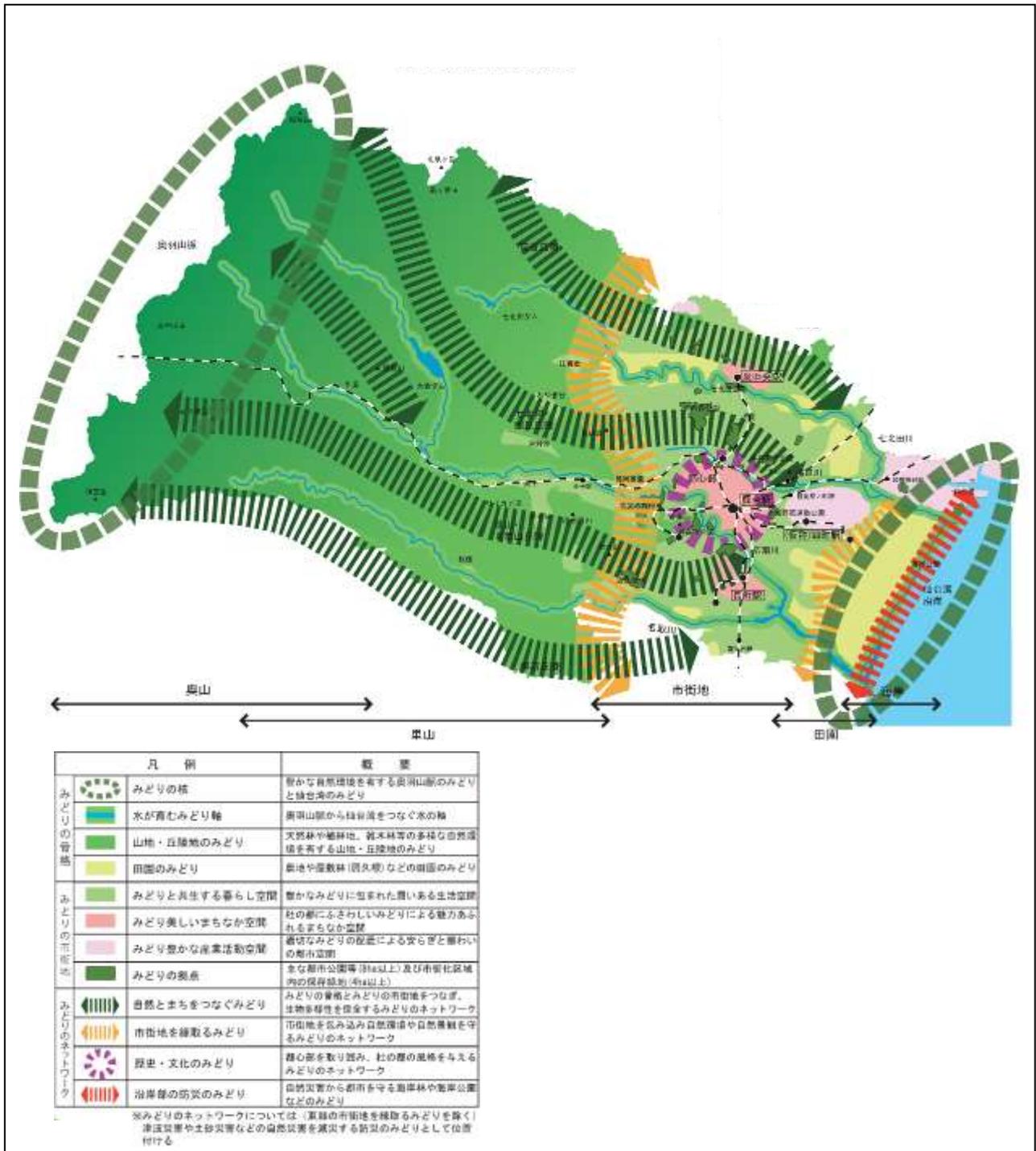
緑の基本計画は都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から10年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成24年7月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念は『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 6.2-22に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 6.2-86に示すとおり、みどりの質（機能）に着目した5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として民間施設の緑化推進があげられている。



出典：「仙台市みどりの基本計画」（平成 24 年 7 月 仙台市）

図 6.2-22 「百年の杜」の将来像

表 6.2-86 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
<p>1 安全・安心のまちづくり</p> <p>地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します</p>	<p>①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立 	<p>1 みどりによる津波防災プロジェクト</p> <p>東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。</p>
<p>2 自然環境の保全・再生</p> <p>奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます</p>	<p>①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 <p>②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 <p>③都市のみどりを循環させる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用 	<p>2 みどりの骨格充実プロジェクト</p> <p>適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。</p>
<p>3 生活環境の向上</p> <p>より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます</p>	<p>①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 <p>②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進 	<p>3 街のみどり充実プロジェクト</p> <p>公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。</p>
<p>4 仙台らしさを育む</p> <p>杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります</p>	<p>①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり <p>②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林（居久根）、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用 	<p>5 みどりの地域資源活用プロジェクト</p> <p>歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林（居久根）・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。</p>
<p>5 市民協働の推進</p> <p>市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。</p>	<p>①みどりを守り、育む活動を支える</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 <p>②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実 	<p>6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト</p> <p>中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。</p> <p>7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト</p> <p>みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。</p>

出典：「仙台のみどりの基本計画」（平成24年7月 仙台市）

オ 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

仙台市地球温暖化対策推進計画は、平成7年に策定し、平成14年に改定した計画が平成22年度末をもって計画期間満了を迎えた。そのため、計画の改定作業を進めていたが、平成23年3月11日の東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化し、電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶、原子力発電所の事故に端を発した電力供給のあり方の問い直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業を再開し、平成28年1月20日に仙台市環境審議会より仙台市長へ答申書が提出され、同年3月に計画が改定された。計画の概要は、表6.2-87に示すとおりである。

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする本計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

表 6.2-87 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020 の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を基準年度である 2010(平成 22)年度比で 0.8%以上削減	
施策体系	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承	
	2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進	
	3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による 3R の推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用	
	5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減	
	6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援	
重点プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×E で低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだい E-Action	
行動の指針	市民	1. まずは知る ・排出量やエネルギー消費量を知る ・削減に向けた取り組み方法や効果の情報を知る 2. 可能なところから始めてみる ・冷暖房の効率的な利用(効率を上げる工夫を含む) ・冷蔵庫や照明等電化製品の節電や節水 ・電車・バスの積極的な利用、エコドライブ ・低炭素な商品や消費行動の選択 3. 機会を捉えて効果アップ ・家族構成など生活環境に合った省エネ製品購入 ・新築(マンション購入)・改築の機会を捉えた住宅の低炭素化 ・低公害車や低燃費車の購入 ほか
	事業者	1. まずは知る ・主要な設備の状況やエネルギー消費量の把握 ・効率的設備運用手段の情報入手 ・取り組み方法やその効果を共有 2. 可能なところから始めてみる ・事業活動を工夫 ・設備ごとの運用を改善 3. 機会を捉えて効果アップ ・計画的な機器更新 ・新築・改築時の省エネ機器導入 ・重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新(燃料転換) ほか
計画の推進	・市民・事業者・行政の協働による推進 ・関連行政機関や教育研究機関・諸団体等との連携による推進 ・庁内の横断的連携による推進 ・進行状況の把握・評価及び公表 ・PDCA による推進	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(平成 28 年 3 月)

カ ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ（Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 6.2-88に示すとおりである。

表 6.2-88 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保するなど、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響（二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等）にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」（平成 10 年 5 月 仙台市）

キ 仙台市「杜の都」景観計画

「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月 改訂 仙台市）は、景観法（平成 16 年 6 月施行）の活用に基づき策定された「景観計画」として、「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図り、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を示したものである。仙台市の良好な景観形成を図る総合的な枠組みとして、区域と景観形成の方針、行為の制限に関する事項を定め、建築物等の届出と勧告等の制度を通じ、魅力的な景観形成を推進していくものとされている。

本計画では、都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を「景観計画区域」と位置づけている。

その中で、ゾーン別景観形成の考え方が示されており、対象事業計画地は、「市街地景観 郊外住宅地ゾーン」に位置している。景観形成の方針として、目標となる具体的な期間が定められていないが、「周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成」、「くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成」、「地区特性を活かした美しい景観形成」の3つが挙げられている。また、建築物等に対する方針として、「周囲の山並み等の自然環境との調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」、「団地の家並みとの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」の2つが挙げられている。仙台市全域におけるゾーン区分図は、図 6.2-23に示すとおりである。



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月 改訂 仙台市）

図 6.2-23 仙台市全域におけるゾーン区分図